

議事の前に事務局と出席委員の協議により國歳委員を座長に決定した。

（國歳座長）議事その他団体の救済制度について説明してください。

（事務局）今年の夏に救済制度の先進地ということで、既に制度の運用を行っている幾つかの地方公共団体の聴き取り調査を行ったので、概要説明することで全体的な形が分かりやすくなるのではないかと思います。6ページに他団体の救済制度の概要ということで簡単に一覧表にまとめてみました。視察は、川西市と川崎市と埼玉県に行き聴き取り調査を行いました。はじめに川西市ですが、条例は「子どもの人権オンブズパーソン条例」といい平成11年3月23日から運用しています。組織、体制ですがオンブズパーソンが3名、この3名は弁護士、医師、民間団体の代表からなっています。そして調査相談専門員が3名、事務局が3名という体制です。救済の対象は、条例を資料として付けていますので見ていただければ分かりますが、子どもの人権にかかる事項ということで、大きなくくりで救済の対象の人権を捉えています。救済の手法ですが、まず相談窓口を設けて人権相談を受けます。相談を受けてオンブズパーソン等が調査を行い事実確認を行います。そして人権の侵害や擁護の必要性があれば、関係先に対して勧告、意見表明や公表を行って救済を図っていくというやり方です。救済の方法は当事者が市の機関か、市の機関以外かで対応が分かれていて、違いは市の機関が当事者である場合即ち市が人権侵害を行う場合は勧告、公表といった強い権限で救済を図っていくことになっています。権限は、独任制であるオンブズパーソンに付与されています。運営実績は、平成14年1月から12月末までの一年間で、相談件数が228件、そのうち申立が8件、勧告・意見表明が3件、公表が5件となっています。公表には幾つかの意味があるが、川西市の場合は情報公開ということであり、侵害行為をしていることを知らしめて社会的名誉をおとしめるとい強制的、罰則的な意味合いのものではありません。相談件数に対して申立件数が少なくなっているが、基本的に、強制的な方法によってでは根本的な解決ができず、救済機関を含めた三者の話し合いによってのみ解決や救済が図られるという考えのもと制度を運用しているためです。制度の課題ですが、市の機関以外、国や県、民間の事業者などが人権侵害の加害者となる場合は地方自治法上関与例えば勧告、助言、指導等できないことになっており、解決の実効性が十分に担保できていないことがあります。また、この制度は、人権救済の側面と、いじめや不登校といった問題に対して学校現場が適切な解決ができていない現状を改善するため、学校現場の意識改革を図るというような意味合いもあります。川崎市、埼玉県も基本的な制度の概要は同様です。ただ、埼玉県は、救済機関が合議制となっていて、調査や勧告などの権限が委員会に付与されていて、川西市、川崎市と異なる点です。また、川崎市は基本的には、川西市と同様の制度ですが、救済の対象が子どもの人権のほか、男女平等に関わる人権侵害を対象としているところが他と異なる点です。また、民間事業者が行う人権侵害について公表できる規定となっている点も他と異なる点です。ただ、公表となると加害者の人権もあるので、実際に公表することは難しいのではないかとのことでした。以上が視察した3団体の状況です。

それから、豊中市の男女共同参画推進条例です。男女共同参画推進条例は鳥取県にもありまして、国の男女共同参画推進基本法の流れで、おそらく全国のほとんどの団体にあると思います。ただ、豊中市の条例は、条例のなかで男女共同参画苦情処理委員会を設置していて、ここで男女問題の人権侵害の救済を図っていく制度となっています。具体的には、市、国、大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情と性別による差別的な扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における苦情の二点について救済を行うとしています。救済の手法については、川西市などと同様ですが、異なる点として訴訟支援ということで裁判費用の貸付を行っているのが特徴です。以上が他団体の制度の概要です。

（國歳座長）子どもと性差別の問題に対して救済をやっている例でしたが、障害者や在日外国人の問題については、まだどこもやってないということですね。

それでは、質問等ありませんか。

(相見委員) 川崎市の場合ですが、申し立てが32件ありますが、そのつぎの勧告、公表が0件となっていますが、何か別の処理方法があるのでしょうか。

(事務局) 条例上は、勧告、意見表明、公表以外の手法はありません。基本的に、勧告、意見表明、公表の前に、当事者の話し合で問題を解決していくという考え方に基づいています。強制的な手法で問題解決を図ってもあくまで一時的なものであって、話し合いで当事者に納得してもらってのみ本質的な解決ができると考えています。救済手続きを次に進めたからといって、必ずしも救済ができる訳ではなく、そのため勧告、公表の件数が上がっていないものです。ですから、申し立てを受けた32件がすべて解決できたかといえ、解決できていないものもあると思います。

(國歳座長) どういう内容の救済申立があるのか資料があれば分かりやすいのではないかと思います。

(事務局) 参考資料ということで、川西市の一年間の活動報告書をつけています。その中で、個別の救済申立の具体例が載っています。一例として、生徒が部活中に熱中症で死亡した事件について、学校側の事前の配慮が無かったことが問題ではなかったかという申立がなされた事例です。

(國歳座長) 救済申立について、受付されるもの、受付されないものの何らかの基準があるのか。そのあたりの資料があれば、こういう案件についてはこういう形で救済ができるということが分かるのではないかと思います。

(事務局) 申立を受ける受けないの判断については、すべての団体において、明文化したものは無いとのことでした。ですから、オンブズパーソンや委員の判断によるものと思います。

(國歳座長) その判断基準が一番知りたいところなのですが。

(椋田委員) 事務局は、専任ですか、兼務ですか。

(事務局) 事務局の職員は、専任で市や県の職員です。参考ですが、川西市のオンブズパーソンは週に1日出勤、川崎市は週3日、埼玉県は随時ということで、月に2日程度です。調査相談専門員については、川西市は週4日、川崎市も週4日、埼玉県の調査専門員は必要に応じて随時となっています。

(國歳座長) 埼玉県は調査専門員と相談員が分かれているんですね。

(椋田委員) 窓口はどこにありますか。

(事務局) 川西市の場合、市役所内に組織の事務所と窓口があります。また、それに加えて駅前にも窓口を設けています。

(椋田委員) 常時職員がいるんですか。

(事務局) います。川崎市は市役所とは別のところに窓口があります。埼玉県も別のところに窓口があります。

(藤村委員) 市民には窓口のことが公表されていますか。

(事務局) 公表されています。多くの相談を拾うということで、周知のため携帯サイズのカードを作って児童生徒に相当数配ったとのことでした。

(椋田委員) 「相談所」なのか「オンブズパーソン」なのか「委員会」なのか、看板の名称はどうなっているか。

(事務局) 「相談所」ではなかったと思うが・・・

(國歳座長) 相談に行く場合、場所が分らないといけない。どこの窓口も看板を立てている。

(事務局) 窓口相談のほか電話相談もかなりあるが、窓口の看板は目立つものではなくて、部屋の前に何々事務局とある程度だったと思う。

(國歳座長) 探さないと行けない場合もあるということですね。

(椋田委員) 川西市の場合、オンブズパーソン3人、専門員3人、事務局3人だが、そこを何というのですか。

(事務局) オンブズパーソンが独任制なので、それ自体が機関である。事務局はオンブズパーソンに付随していて、その事務局に専門員も含まれています。

(國歳座長) 事務局は何と言う名称か。

(事務局) 「川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局」です。

(椋田委員) そこが相談窓口になっているということですね。

(事務局) そうです。

(椋田委員) 行政の一機関ではないのですね。一応独立しているのですね。

(事務局) 正式には知事や市長の付属機関ですが、第三者機関ということで委員やオンブズパーソンに行政関係者はなっていません。

(椋田委員) 予算はどうなっているか。オンブズパーソンなどの判断で、本庁などの決裁を必要とせず執行できるのですか。

(事務局) 予算の執行は、事務局内部の決裁でできると思います。

(椋田委員) 予算編成はどうなっていますか。事務局が編成するのか、或いは既に本庁で決まった額をもらってきて執行するだけなのか、どうなっていますか。

(事務局) そこまでは聴いていません。

(相見委員) 鳥取県の男女共同参画推進員も付属機関で、事務局はよりん彩が持っていて、よりん彩の予算の中に推進員の報酬などが含まれています。「男女共同参画推進員事務局」などといった看板は出していなくて、チラシなどで案内しています。相談は事務局で行っていて、そこで申立を受けています。川西市などのものとよく似ていると思います。

(事務局) これらの制度を基本として、足りないところなどを補っていく形でと思っています。

(國歳座長) 事務局の職員はどういう形で選ばれているのですか。

(事務局) 普通に、そのまま(公務員の身分のまま)配属になっていると思います。出向という形ではありません。

(國歳座長) 次の救済の考え方について説明してください。

(事務局) 救済を図っていく場合、人権侵害の事例によって、それぞれ救済の形が違うと思われます。そのため、制度を作っていくうえで、救済の基本的な考え方が必要であると思います。一般論として救済とはこういうことではないかということで、県が考えていることを示したものが資料2ページです。まず、救済には三つの柱があって、ひとつは侵害行為そのものの排除です。二つ目が被害者の支援。三つ目が加害者の対策です。具体的に、侵害行為の排除とは、虐待や暴力の排除、差別行為の排除や差別を助長する制度や仕組みの是正です。二番目の被害者の支援は、いわゆる心的支援で、カウンセリング、助言や代弁による権利擁護、エンパワメント(自己解決のための能力開発)、フォローアップを考えています。三番目の加害者対策は、加害者に対する教育、啓発や加害者の職場や学校での啓発、教育の要請を考えています。それから、参考としてですが、制裁ということも加害者対策といえると思います。次に、これらの三つの柱を実行するための考える全ての手法を隣の欄に挙げています。例えば、侵害行為の排除でいえば、行政指導、斡旋、調停、仲裁、勧告、公表、訴訟支援、命令これは禁止命令とか是正命令です。あと行政罰、行政刑罰などがあると思います。被害者支援については、いわゆる相談、カウンセリング、あとケースワークのようなことがあると思います。加害者対策については、行政指導、制裁については行政刑罰例えば罰金、懲役、禁固などがあると思います。次に課題、問題点ですが、侵害行為の排除では、命令とか命令違反の罰金などをつけた条例にすればいいかということ、なかなか難しい面もあります。どういう手法までならいいのか社会的な容認や要請を考える必要があると思います。なんでもかんでも罰金までつけるとはいかないと思います。どこまでの範囲までなら許されるのか検討することが課題であると思います。被害者支援については、侵害に伴う金銭的な補償支援までするのか、しないのかとうことがあっていると思います。加害者対策については、個別具体の啓発をすることが良いのか悪いのか、できるのかできないのかということが問題してあると思います。加害者の啓発で言えば、今DV法の改正の検討中でして、加害者に対する啓発プログラムを行うべきだという意見がある一方で、実効性が上がるのかとも言われていますので、そのあたりが課題だと思います。3ページに手法の定義を載せています。斡旋、調停、仲裁などは、よく労働紛争を解決する手段として用いられています。勧告は、強制力がないので勧告を受けてもそれに従う義務はありません。

ん。公表は、行政指導や勧告に従わなかった場合に氏名やその事実を公にすることで、公表の決まった方法はありません。命令は、命令を受けるとそれに従う義務が生じるという点で勧告と異なります。行政罰の過料は、裁判所の手続きを経ることなく行政機関の判断で課することができます。東京都の千代田区がどこかで歩きタバコの禁止条例があつて、違反者に対して数千円の過料を課している例があります。あと行政刑罰は、裁判所の手続きを経る必要があります。これは一番厳しい方法でこれ以上の手法はないと思います。以上で救済の考え方の説明を終わります。

(國歳座長) 何か質問はありませんか。

(椋田委員) 1ページ目と2ページ目で表現の整合性が無いように思います。整合性があれば内容的にも整理されるし、より分かりやすいと思います。具体的には、2ページ目の図のところに被害回復とあり、このことは大事なことだが、下の表には被害回復という言葉が出ていない。例えば、職場内での部落差別で、差別を受けた者がいたたまれなくなつて職場を辞めざるを得なくなった場合、本人が職場復帰を望まなければ別だが、職場復帰を望んだときは一度辞めてしまふとなかなか戻れないことがあります。そのようなときに職場復帰できるのが正に回復であり重要なことだと思います。結婚差別の場合は、一度壊れてしまうと元にはもどりませんが、部落差別以外のことについても回復ということは重要だと思います。それから、再発防止に関連して、人権の施策を推進させていく、促進させていく策を講じていくことも大事であると思います。それから、被害者が訴えたとき、加害者の報復をさせないような方法を講じる必要があると思います。それが、啓発や再発防止になるのではないかと思います。報復を恐れて泣き寝入りしている事例もあります。それから、被害者に対する謝罪も重要な要素であると思います。例えば池田小学校事件では、加害者の謝罪が無かったことが精神的な被害を継続させた。具体的にどういう形、どういう内容でさせるのかは議論の余地があるが、謝罪は大事なことだと思います。それから、加害者対策について、行政指導も大切だが、民間即ち当事者団体やNPOとの連携、協働も大事であると思います。例として、部落差別事件での糾弾会や、差別をした者をさらし者にしたり吊るし上げにするのが目的ではないが、糾弾会の前の事実確認会等で事実を確認しながら、一定の啓発や指導を行っていく。そしてその後の啓発や教育も大切である。しかしながら、当事者団体はずっとその者に関わっていくことは難しく、生涯学習、自己啓発として継続してやっていくため行政の助言や支援が必要だと思います。しばらくの間は関わりがもてても、五年十年と経てば関わりがなくなり、結果的に反省はするけども意識変革まで至らないというケースが非常に多い。このことから、当事者団体やNPOなど民間団体との連携、協働による啓発、教育の取組みも大事な要素だと思います。しかし資料の課題、問題点のところに、加害者に対する個別具体の啓発を行うことの是非とあり、これはどういう意味なのかあとで聞きたいと思います。最後に、先ほどの話にもありましたが、民々間の問題については、基本的に当事者間の話し合いによって解決していくことが大切であると思います。そして当事者間での解決がうまくいかなかった時に、この第三者機関が仲介や支援し、それでも駄目なときにより強い救済手法を使っていくべきだと思います。民々間の問題は、当事者間の取組みを尊重し、その支援策を講じていくということをしつかりさせておかないと、良くない結果を招くこともあると思います。

(國歳座長) 意見はありませんか。

(事務局) 謝罪について話がありましたが、謝罪は仲裁や調停を行っていくなかで行われるべきものだと思います。それから、啓発等については、あくまで制度のなかで救済というものを考えているので、もちろん色々な行政機関等と連携していかなければいけないが、そこまで制度のなかに盛り込むとなれば、どれ程の(大きな)組織にするのかということにもなってくるので、そこまで深くは触れていません。

(椋田委員) それが、個別具体の啓発を行うことの是非ですか。

(事務局) 個別具体の啓発はするべきだろうと思います。ただ先ほどもお話しとおおり、効果が期待的ないということがあり、どこまでできるのかそしてどこまですべきなのか検討する必要があるという意味です。アメリカだと思いますが、DVの加害者に対して個別啓発の制度を

設けているが、ほとんど効果がないと聞いています。そういうことから、啓発についてはどこまでできるのかという疑問があります。

(椋田委員) 難しい課題はあると思います。ただ、この機関が啓発、教育をどこまでやるかは別として、その後どこに引き継いで行くのかということまで考えないといけない。例えば、慰謝料請求の裁判をするとき、100万位の判決が予想される場合でも、1000万位の訴訟をしないと、金で解決してしまったほうが手っ取り早いと考え、意識も変わらず、是正措置もされず、防止対策もされずということになりかねない。差別発言についても、初めは聞き直っていたにも関わらず、公的機関が入ってくると認めて謝罪するということになれば、差別意識は変わってはいなくても、もうそれ以上は何もいえない。下手に、この救済機関が表面的な紛争処理機関で終わってしまうと、加害者が悪用する危険性もあり得ると思う。そういうことから、教育、啓発もしっかりと考えておかないといけない。どこまでできるかは検討課題だと思いますが。

(相見委員) この機関がどこまでできるのかとの思いはある。さきほど椋田委員が、加害者対策で民間団体などとの連携について話されたが、被害者の支援も相談だけでできるかという思いがある。支援をするということになれば、当然、民間団体などいろんな機関との連携をしないと支援は難しいと思います。

(事務局) 救済は、官民間問わず相談機関等のしっかりした連携がないと、上手く稼動しないだろうと思います。逆にいえば、しっかりした連携さえできれば、半分開の救済はできるのではないかと思います。そして、その連携が難しいところもありますが、ただ、おっしゃるとおり、重要なのは分かっているのでやりたいとは思っています。この関係機関等との連携と加害者、被害者のフォローの二点ができれば、上手く稼動できるのではないかと思います。ずっとフォローの必要な人もたくさんいるだろうし、仲介して終わりの人もいるだろうし、その辺は個々の事例によってやっていくのだろうと思います。

(國歳座長) 事例によって、最小限あるいは最大限どこまでやるのか考えておく必要があると思います。それから、子どものいじめの問題など、子ども自身が救済を申立てできないこともある。その場合の救済、即ち救済を申立てできない者の救済をどうしていくのかということも問題としてあると思います。子どもや高齢者の問題は毎日のように起こっていて、このことにどう対応していくのか考える必要があると思います。

(事務局) 川西市の場合、子ども自身が電話をかけてくることもあるようです。

(國歳座長) しかし、一歳とか二歳の子どものになるとそうはいかない。ただ、周りはみんな虐待に気づいている。

(事務局) 川西市などは、市民からの通報というのも受け付けている。また、児童虐待だけに関していえば、児童虐待防止法で虐待に気づいた者は関係機関に通報しなければならないことになっています。ただ、多くの場合は通報されていないと思います。結局は、法律があっても、第二次被害などがあったりして、表面化しにくい被害だとか、どこに言っているのか分からない声なき声というものを何とかしたいと思っています。

(國歳座長) 藤村さん何かないですか。

(藤村委員) 申し訳ないですが、読ませてもらってこんなものでは意味がないと感じていました。私たちが抱えている問題は国が相手です。法律やシステム上の問題です。それなのに、始めから国のことについては何もできませんとなっている。私たちの問題は、人権局をはじめ何処の相談機関に行ってもだめなんですよ。そういう人たちもたくさんいます。今やっている戸籍の問題とか、婚外子の差別問題とか国に関わる人権問題はたくさん有る訳ですよ。それが始めから、できないできないと書いてある。できないなら意味がないですよ。だから、そういう大きな問題を抱えている人は、問題解決の道筋がわからないんです。どこに行っても相手にしてくれないから、相談場所、相談の仕方、道筋のつけ方などを示してくれるのが、この制度だと思って期待していたのでとても残念です。

(國歳座長) 救済ということで、具体的な被害を受けたことについて、対処法的なやり方を想定しているから、国家権力や法の改正といったことまで踏み込めなくなっているところがある

と思います。

(事務局) 本来の人権とは、国家権力に対するためのものというのが大前提ですからね。

(國歳座長) 朴さんなんかも同じ思いなんです。

(椋田委員) 市町村に対してもだめなんですか。国にまでは及ばないかも知れないけれど、市町村に対しては、何とかならないかと思います。

(事務局) 地方自治法の規定があって、公には難しいと思います。

(國歳座長) 確かに、国と地方、地方と地方は上下関係は無く対等なのだが、意見など言うことはできると思う。朴さんがいつもいうことなのだが、法の改正をそれぞれの県や市町村が求めていく運動をやろうと思えばやれるはずです。

(椋田委員) ただ公にもものが言えなくても、県が制度を作るということで、国や市町村にたいして影響があるでしょうし、市町村も自身の問題として考えざるを得なくなるのではないでしょう。

(事務局) 強制力のある意見が言えなくても、こういうことの相談があったというようなことは言えると思うので、強ち何んにもならないわけではないのではないかと思います。法的にできないことはできないのだけれど、多くの相談や申立てを受け、そして情報公開していくことで、いい意味で影響を及ぼしていけるのではないかと思います。

(國歳座長) 時間になりましたので、今日はここまでとしたいと思います。

第6回人権救済制度検討委員会（H16.6.22）議事録

（事務局）議事の前に、人事異動がありましたので紹介します。人権局中島局長、人権推進課堀部課長、人権推進課企画調整係西村係長です。この新体制でやっていきますのでよろしくお願いします。

（中島局長）平日の午後、忙しいなか参加いただきましてありがとうございます。今日で人権救済制度検討委員会も6回目となります。気持ちとしては、今日の会議でおおかたの方針を固めたいと思います。4月にこういう制度を検討していることを知り、時代の当然の要請かと感じています。あいにく、国の人権擁護法案は廃案になりましたが、各方面の意見を踏まえた新しい法律案がこの秋にも国会に上程されそうだと聞いています。その動きにも県の制度は深く関わってくるので、慎重に見ながらより良い制度を検討していきたいと思います。忌憚の無い審議をいただきたいと思います。

（堀部課長）議事のほうに入りたいと思います。これまでは、国歳先生に議事の進行をお願いしていましたが、先ほど局長から挨拶しましたとおり時期も迫っておりまして、今回方針を固めたいと思います。まず資料のスケジュールをご覧ください。ここに書いていますように、7月の20日に常任委員会に概要説明をしたいと思います。そのため7月の上旬6、7日あたり各相談機関を集めて制度の周知や、相談機関の主管課への周知や意見伺いの段取りをしたい。このため、細かいところの詰めではなく、骨子で検討していきたいと思います。骨子に盛り込むべきことを決めていただいたら、あとの条例は法制室と協議しながら詰めていきたいと思います。関係課のあと幹部会に諮っていただきたいと思います。そのあとパブリックコメントを受けて、社会づくり協議会を開いて意見をいただいて、9月に条例案を出したいと思います。今日のところは、事前に送りました基本的な考え方に沿って進めさせていただきたいと思います。西村係長のほうから説明をします。

（西村係長）これまで5回の検討委員会で議論いただき、細かなところまで協議がありましたが、基本的な考え方ということで骨子、救済の対象とする人権侵害、救済の申立てから救済手続きに至るところを、議論いただきたいと思います。

（以下、資料の1～5の説明につき省略）

（堀部課長）これまで条例案を示して意見をいただいていたが、先ほどお話ししたとおり、法制室との協議でかなり変わる可能性があるので、ここでも字句を訂正しもその通りにいかないの、骨子に沿って条例文は考えていくということで提案させていただきたい。まだ条例案は示せる段階にないが、これまで議論いただいた条例案をもとに肉付けしていきたいと思います。

（松田委員）読ませていただいて、今までの委員会で協議してないことやこういう議論だったかなと思うところがある。たとえば、県内で発生した人権侵害が対象というところ。こういうことを話し合った覚えがない。特に県外で発生した人権侵害で、県民が被害者・加害者の場合は対象外などというようなことは話し合っていないと思う。事務局のほうでまとめられたと思うが、冷たいのではないかな。さきほど、発生県での対応が原則であると説明されたが、県民が県外で差別被害を被った場合に、県外の役所に申し出ることはないと思う。県内に帰ってきてから、県や人権委員会などに申し出るのが普通ではないか。そのときに、県外の人権侵害は対象としないので、そこの役所に行ってくれというのは実際ど

うなのか。やっぱり、県民が県外で被害を受けた場合、人権委員会に申し出た場合は、それを受けて、県外の役所にこういう申し出があったが調べてくれないかというような、県外の役所との調整とか斡旋とかいうことを進めていかないと、被害者の救済などできないのではないかと。特に、調査が困難だから適用外などというのは冷たい。こんな文言が出てきたらふくろ叩きにあうのでは。ほかにもたくさんある。こういうことを我々がいままでの議論の中で話したかなという疑問を持ちながら、もし我々が話しをしていたとするならば、えらい不見識なことをしたと思う。お尋ねと意見表明ということで、以上。

(西村係長) その部分は、これまでは議論していないところ。どこを対象とするかということ。条例に落とすためには、適用範囲を限らなければいけないということで、考えたものである。それで今のところは、県内で発生したものとしている。県民が県外で被害を受けた場合は、委員が言われたように、その県に対して通報するなり、適切な対応をするよう人権委員会として言っていくことも必要かもしれない。

(松田委員) 当然だと思う。事務局のほうで、こういう案を作るのはおかしいのではないかと。どういう感覚、考え方で、人権委員会を考えているのか、あまりにも狭い。県内だけが対象というのは、あまりにも狭い線引き。

(西村係長) 調査員が、県外まででかけていって調査し、それを当該県の人権担当部局につなげていくことは、可能なことだが、県外のものまで調査することは手間も時間もかかることもあり対象外としている。

(中島局長) 今の説明は違う。県の条例というものは、基本的に鳥取県の中でしか効力が及ばない。だから、県外で発生したものは、基本的にこの条例の効力が及ばない。ただ、言われたように、鳥取県が他県に対し、県民の人権侵害の相談を受けて必要な対応をとるように言うなどの事実上の行為は行うが、条例にしても、法律にしても、法律なら国の区域内、県の条例なら県の区域内、市町村の条例なら市町村の区域内にしか及ばない。だから限界がある。そういう意味で、県外のものとは対象としないとしたもの。

(松田委員) 条例の効力が及ばないことは、委員のみなさんは知っているところだ。ただ、運用で、県外での県民の被害に対して、該当県に対しての問い合わせ、調整、あっせんなど、場合によっては出向いていくようなことを、運用としてできるという認識を持つ必要がある。

(中島局長) 実務上は、可能な場合もあると思われる。それはケースバイケースだと思う。

(国歳委員) 条例が、その範囲内でしか効力がないことはみんな知っているところ。ただ、そのことを、こういう形でどこかに書き表すことが必要かということ。当然必要な対応はするのだろうと思うが、ここにこうしてきちんと書かれると、何もできないのではないかとと思われるのではないかと。松田先生は、そういうことをわざわざ書く必要がないのではないかとということ。

(中島局長) 条例の条文上は、でてこない。ただこの制度の基本的な考え方そのものは、県民の人にパブリックコメントの時に理解してもらわないと、県外で発生したものについても、この条例が適用になると誤解されると、期待を裏切ることになる。法制と協議をするが条文上は出てこないことになると思う。

(椋田委員) 局長が言われたことは、我々は認識していることだ。認識したうえで、松田委員の発言があったもの。それを国の法律は国内、県の条例は県内でしか通用しませんと

というのは、血の通った制度になってないのではないか。

根本的なところ、松田委員と関連するのだが、委員からでていなくても、事務局からよりいい意見を提案することはあるべきことだと思う。しかし、今日は最初の話聞いてびっくりしているのだけでも、条文までには落とさないけど基本的な考え方については、今日で固めたいということだが、だとすると、今まで5回協議してきたことが、十分に反映されていないという印象をもっている。あわせて、プラスアルファの提案があるとすれば、もっと議論をして一定のまとめをしていくという、タイムスケジュールの今日であればいいが、しかし、今までのものが十分に反映してない、新たなものがでてい、今日の会議でまとめるでは、これまでの委員会の議論を軽視していると、言葉が厳しいが、率直なところ感じている。松田委員が言われたところもそうであるし、たとえば、「不当な差別」も前回議論になっているが、差別に不当なものも不当でないものはないということで、「差別」とすることで、基本合意がされたと思う。それに対して何ら説明がなく、いきなり「不当な差別」、で今日が終われば常任委員会に出しますでは、県はこの検討委員会をどのように位置づけ、どのように運営していこうとしているのかということになる。課長がいったように法制部局との協議は必要であるし、一言一句ここで煮詰めてもその通りにはならないというのもよく分かる。一言一句でなくてもいいが、条例の大綱ぐらいに落とした内容のものを示すべき。例えば調査以降のものにしても、前回までは一言一句は別としても、幹旋だとか、調整だとか、勧告だとかあった。しかし、このペーパーを見る限り、それが見えない。我々は、これまで議論してきたので、ある程度イメージできても、これを県民に示して、この条例が県外でも適用されるという誤解があってはならないが、逆に中身が見えないこの基本的考え方では、パブリックコメントをする段階に値してないのではないかと思う。そのほか色々あるが、全般的にはそういうことですが、いかがでしょうか。

(堀部課長) 条例案については、今検討中である。決して、これまで検討していただいたことが、落ちているとは思っていません。まだ、提示できるきちとしたものになっていない。だだ、新しいメンバーになったので、もう一度見直しして、この条例に沿って人権委員会が動いていくものであるから、足らないところなどもあり、文言は増えつつある。決して、これまでの意見は更にしてというものではない。

(椋田委員) 示されないとわからない。一言一句でなくても、条例大綱ぐらいをここでしっかりと議論して、基本的にこれでいいんじゃないかということでもって、更に県民の意見を聞きましょう、議会の意見を聞きましょうということで、更に検討を進めていくべきではないか。いままでやってきたことは無視はしてません。しかし見直してます。で今日の会議はこれで終わって、パブリックコメントです。これでは、余りにも荒っぽくて、これまでの経過が、軽視されていると言わざるをえない。

(中島局長) パブリックコメントは、もう少し詳しいものになると思います。条例案の素案ができれば、条例案の要綱的なものを出そうかと思っています。ですからこれは、あくまで基本的にはこういう考え方で救済制度を組み立てていきますということで理解していただきたい。個々の肉付けは、正確性を期するということで法制との協議で詰めていくということ。これはまだこれからのことだが。

(椋田委員) 法制との協議はそれでいいが、では我々は検討委員会の任務はなんなのか。パブリックコメントまでには条例文あるいは条例大綱を出す、でもここではそれらを協議

しない。では、我々は検討委員会はなんなのか。

(中島局長) 当初の検討委員会の設置目的は、意見を聞かせていただくことだと承知している。

(松田委員) これまで議論を重ねてきて、それを踏まえて条例をつくることは専門家に任せればいいが、出来上がったものがパブリックコメントにでて、それが我々が協議してきたものと違うということになれば、我々は責任がもてない。これまで意見を聞いてきたのであれば事務局でしますという考えもあるかもしれないが、出来上がったものを示していただいて、これで出しますよという機会がもう一度あるのが当然でははいか。今日のこの基本的な考え方は、これが出てしまっただけではやばいですよ。幾つか指摘したい箇所はあるけれど、この県内で発生したものが対象というようなことが一人歩きしては困る。そんなことを話し合ってきた覚えはない。

(中島局長) ただ、これは法制度上の当然のことでありどうしようもないこと。法律や条例の制度というものは、我々が行政をやっていくうえで、根本、基本になるもの。

(松田委員) ただ、一般県民にそういうことを言っても総反撃を受けるのでは・・・

(中島局長) だからこそ、しっかりと説明をしなければならない。

(松田委員) 例えば制度の運用として、県外で起こったものについて、連絡、斡旋、調整等をやるということは、考えていたのか。

(中島局長) 事実上は可能なこともあろうが、基本的に条例で作る救済制度では及ばない。法制度上、効力の及ばないものを規定して県民にいかにもできそうな期待を与えるというのは、本来のあるべき姿ではない。できること、できないことをしっかり認識してもらうことは、制度を県民に有効活用してもらう上で大前提である。

(椋田委員) 条文の文言を議論しているのであれば、局長の言われるとおりでと思う。しかし、松田委員は運用上の話をしているので、基本的な考え方というのは、条文に深く関わってくるが、条文そのものではない。例えば、条文はこういう書き方になる、しかし運用においてできることを例示しながらこういう対応をしていきますと言え、そういう考え方だと解る。原則基本はこうなんだ、しかしこういうことも努力していくんだということが県民に考え方として理解されやすいのではないか。ほかの部分でもそういうことはあると思う。ある部分では、条文の議論をし、しかし条文は専門の法制に聞かないと解らないのでここでは協議はしません、では理解しにくい。

(藤村委員) 正直言って委員を辞めたい。余りにもひどい。今まで話をしたことが全然はいっていない。まず、事務局の対応が今まで話したことを取り上げてそれを？するなという、事務局で作ったものをこれでやりますからと言われて、これまでの話が全然入っていないような感じを受ける。これまでは、もらったこの案(3月末までの条例素案)で、文言等も議論し、こういうものができるんだと思いながら話し合いをしてきたが、いきなりそんなものは知りませんよ、これでいきますよと言われて、はいそうですかでは私たちが委員である意味が全然ない。

(西村係長) これまでは、条例の素案をともにしてきましたが、それを基本的な考え方にまとめさせてもらったという認識をしています。

(藤村委員) 例えば素案では、何人も県民の人権に関する問題について人権委員会に相談

することができる、となっている。県民のとは書いているが、県内のとは書いてない。そのへんのことは福田先生も言われたが、枠のなかだけでは難しくできないこともあるので枠を超えなければいけないところまででくるけど、やってみようという気持ちできたと思う。そうことで一生懸命話をしてきたけど、枠の中でしかできませんよと言うことなんですね。

(中島局長) そのとおりです。

(藤村委員) それだったら、委員を辞めたい。これをだされて、委員会で話し合ってきたと言われたら、私は堪えられない。話を聞きましたから事務局が勝手に作りましたというのであればそれがかまわないが、やり方が余りにもひどい。いままでのことが意味がない。

(堀部課長) これまでは、基本的な考え方ということで示したものがなかったので比較しにくいのだと思いますが、先ほど言われた何人ものというところは変えるつもりはありません。一言一句まではこの基本的な考え方に載せませんが、先ほどの県内で発生したというのは属地主義ということではいかなないと前に進まないということもあり、これまで検討していないことも明確にしようということで、※印に書かせていただいたということです。

(藤村委員) そうすると、これまでやってきたことは、体制が変わったので意見が変わると言われればそれまでだが・・・。

(中島局長) そうではないです。議論がされていなかったのも、そのところが正確に共通認識となっていなかったということ。議論していれば、当然そういう認識になっていたはずなんです。

(松田委員) ここの部分は、今日初めて出てきたこと。だからメンバーが総替わりになったのだが、前任の事務局はこういう基本的な考え方は提示さず、条例案で意見交換してきたが、こういう基本的な考え方というものについて意見交換してきた記憶はない。だからこれを今日初めて提示されて、これでいきます、という説明だったのでえっという感じ。こんなことを我々はずっとしてきたのかなと。記憶をたどってこんなことを話し合ってきたのかなあと、ちょっと唐突な感じです。

(中島局長) いままでのやり方が、私からみると、基本的な考え方も議論しない、整理もしないままで、条例案の素案がでることが、もともとボタンの掛け違い。それで今までの皆さんの意見はお聞きしているので、それを盛り込んだところでこの基本的な考え方を整理しています。ですから、最初のところでつまずきみたいなことになりましたけど、本当はそのことは、一番最初にしっかりと、どこで起こった人権侵害が対象になるのか議題に上っていれば、今日の議論ができていたはずなんです。

(国歳委員) それを言うと、基本的な考え方をいまやってきたなかでいうと、さっき棕田さんが言ったように不当な差別のところは議論を散々し、不当な差別というのは価値判断を伴う概念なので非常に難しいのだが、ほかの見地？で入れてるのも知ってます。ただしそのときに問題になってくるものは何かということで、具体的なものを明示するということで、ここで散々議論をして、いろんな具体的なものを入れたはず。たとえば、性同一性障害の問題をどうするのかというようなこと、具体的な問題を入れたはず。ここではそれらがほとんど抜けてしまっている。憲法14条の人種、民族、信条、・・・の信条は落ちているし、あと法案には性的指向なんかもあったけども、それはおかしいから性同一性障害

をいれて云々の話をしたが、それらが全部無くなってしまっている。

(中島局長) 無くなっている訳ではなく、等のなかに・・・

(国歳委員) だから、等の中に入れるか入れないかで議論をしたはず。

(中島局長) 議論されたことは、入ってるんです。ただ列記してないだけです。

(多数) それが我々には見えない。

(国歳委員) だから、そここのところの議論の掛け違いがさっきからある。

(中島局長) これは基本的な考え方なので、いちいち条文に落としたところのものまで入れてませんが、さっき言われたようなことは、当然入っているんです。そういう議論をしてきているんです。

(国歳委員) 基本的な考え方は話し合っていないと言うから、そんなことはないですよと申し上げたら、そして突然最後に突然ボンと入ってくるから、どういうことなのという質問が松田先生から出たのではないかと思います。

(中島局長) まだ、条文まで法制と詰めて落としていないけども、いま言われたようなことは、すべてこの中に入ってるんです。

(国歳委員) おっしゃることは分かるが、どれが入ってて、どれが入っていないのか全然分からない。

(棕田委員) 基本的な考え方ということで、書けるものは書いておくべきでは無いか。そうしたら、誤解はないし共通理解できるじゃないですか。

(中島局長) ですから、これは説明が不十分だったかもしれないが、概要を説明したものである。この三つの類型以外にたとえば、今人権局で議論して含めようとしているのが、差別助長行為。これも当然これに入れ込むべきではないかと。初めの条例素案には無かったはず。議論も無かったはず。だからそういうようなものも書いてはいないですが、当然条例案に落としていくときには、直接的な人権侵害というとらえ方をするのか、あるいは、人権侵害を助長する行為ととらえるのか詰めていく必要があるのだが、そういうものも含めた幅広い人権侵害をこの救済制度で対象にしようという考え方です。だから条例の素案ができて、それを要綱ということで箇条書きにしたときはもう少し丁寧な言い回しになってできあがるものと思います。それをパブリックコメントにしないと、このままではあまりにも県民の皆さんには概略すぎるのでもう少し丁寧なもので聞いていきます。ただ、基本的な考え方は、こういうことで整理していきたいですという今日の会議の趣旨です。

(棕田委員) だから、もう一度その箇条書きのようなものがでて、ここで議論して、パブリックコメントしてはどうですかということ、併せて、ここの場は意見を聞く場だと承知していますということだったが、公聴会のようなものとして位置づけしているのか、勿論ここが最終的な一語一句までの策定委員会でないにしても、委員は勿論事務局とも議論をして中身については一定の合意というが詰めをして、それを専門の法制部局に諮って精査整理をしていくということであって、意見を聞く場ですから意見を聞いたけど、事務局はこう思いますので今日は提案しているのだみたいな説明に聞こえたので、我々委員は何なんだろうと思う。

(中島局長) いままでお聞きした意見も当然踏まえながら、この基本的な考え方を整理していますので、それをどういう形で、もう一度もう少し丁寧な形でお示しするか時期的なものもあるのでどうなるか分からないが、こういう会議になるのかは別として、皆さん方

には条例案の要綱的なものができたときに、文書などでこういうふうに整理しましたということでお示ししたいと考えています。

(福岡委員) いつかこうなると思っていた。位置づけが不明確だが、これは我々も悪い。不明確なままやってきているので。というのは、いままで前田前局長と団体交渉みたいなことをしてきている。この意見を聞けみたいなことをやっている。それで、最終的に私が思っていることは、我々が意見を出しそれを積み上げて、提案者はだれかということになると、それは知事だ。知事の素案づくりをしていることになる。私は、断酒会代表のメンバーということで関わっているが、県議会議員でもあるので本会議の時に発言できるのかなと思ったこともある。それで、皆さんの議論のやりとりを聞いてきて画期的なことをやろうとしているが、ここに出席の皆さんは、企画段階から策定までの責務を持っておられると思うが、それがボタンの掛け違いかもしれない。いま言われるように、意見をお聞きして、参考にするところのいい意見はすべて頂きますというのが事務局の考えだったと思う。ところが参加している者は私も含めて、全国初の条例作りに参加しているという思いがあると思う。だから皆さんがよく勉強されいろいろ踏まえたうえで、最高の意見を出されている。そのことが、いいものはもらいますよということにならない。そのあたりで、少しずれが出てきているのではないか。ここは、社会づくり協議会の中の専門的なプロジェクトの位置づけになってると思う。社会づくり協議会のなかで、これを作るときにどうするかという議論になって、しょっちゅう二十数名の者が集まって議論するのはかなわないとのことで、検討委員会を設けて素案をつくって、それを協議会で議論しましょうよということになったはずだ。だから、皆さんはたたき台の素案を作るというそういう任務があると思っていると思う。そここのところのずれがある。だから、常任委員会に出す前に、作ったものを社会づくり協議会に返して承認をもらう必要があると思う。条例を提案されるのは人権局だが、しかし社会づくり協議会に人権救済制度の意見をもらおうということで提起されているので、そこで一度もんだものを中間報告と言うことで、常任委員会、パブリックコメントをしてはどうか。社会づくり協議会と、常任委員会、意見募集の順序が逆ではないか。そうでないと社会づくり協議会は何だったのかということになる。そのへんの交通整理が必要ではないか。

(中島局長) 確かにそのあたりがお互いの思い違いの部分があったのだと思う。基本的に県としては、有識者である社会づくり協議会の委員の意見を聞きながら基本的な考え方をまとめていきたいということです。基本的なスタンスは申したとおりご意見をお聞きしたいと、それを生かしながら県としてこの制度をいいものにしていきたいということで、社会づくり協議会と最後まで意見が合致しないとこれができないと必ずしも思っていないし、できるだけ意見を取りいれていいものにしていきたいと考えている。

(福岡委員) ただ、検討委員会や協議会の意見が八割以上、八割が適当かどうかはわからないが、入っていないと検討委員会や協議会の意味が無くなってしまうと思う。意見募集で県民から意見をとってみても、反映させるスタンスがなければ、意見募集する必要はない。県の考えはこうですということを出すだけならば意見募集する必要はない。直したいから、いいものをとりたいということだからやるわけだから、どこかでずれ違いがあったとするならば、いままで前田前局長と意見交換のやりとりをするなかで、私が聞いてて、けんか腰になったようなこともあると思うが、でもそれは日本で初めての救済制度を作るという

ことの熱意が皆さんにあったので、ずっと積み上げていくことができたと思う。そこにもう一度戻した方がいいのではないか。条例案みたいなもの、ほぼ煮詰まったものをもオープンにする。そうしたうえで、社会づくり協議会にもどして、そこで練り直して7、8割方の成案にする。なぜなら、このメンバーにそれだけのことをさせてきている。ほとんどスタッフと同じ位置づけになっている。今までの審議会であれば、形式的に県からの原案を出してそれがいいか悪いか言ってそれで終わりだった。ところが、これは6回もやってきて、莫大なエネルギーを使っている。人権局以上のといえば失礼だが、熱意や知識を出されている。そういう意味ではスタッフと同じ位置づけでの議論にしないと、掛け違ったボタンが変な具合になるような気がする。

(中島局長) 福間先生の言われることも分かりますが、そういうことで引き継いでなかったし理解もしていなかった。最後まで社会づくり協議会とこれと一緒にやってやるというような。基本的には、知事が皆さんの意見をききながら最終的な判断をしながらこの救済制度を立ち上げていくと、そのために皆さんの意見をできるだけ聞いた上で作り上げていくというふうに理解している。だからそのへんが、掛け違いといえれば掛け違いなのかもしれない。

(国歳委員) 同じことになってしまうのだけでも、検討委員会は何だったのということを皆さん聞いているわけで、単に意見を聞かせてくださいの委員会ではなかったような気がする。一緒に検討しましょうということだったと思う。今は、意見は分かりました。出来上がりましたので、この考え方でやりたいと思います。いかがでしょうかになっている。その辺のところ、すれ違いが大きすぎるのか。

(棕田委員) 表現がどうであろうが、実態としては、福間委員がいわれたようなことできた。人事異動で人が変わっても、組織というものは変わっていないし、すれ違いというのは、われわれのすれ違いとは思えない。

(堀部課長) ひとつの提案として、いま条例案を基本的な考え方にそって、それからこれまで5回の議論していただいたものをもとに、肉付け中なので、それを法制で検討し、もちろんそれが最終決定ではないですけれど、それをある程度のところでもう少し詳しい大綱ということで、皆さんにお示しするという形でいかがでしょうか。それで、集まる機会がもてるかどうか時期的に分からないので、もし時間がなれば、郵送させていただいて、メールや電話で意見調整させていただくということはいかがでしょうか。

(福間委員) さっき言ったように集大成なので、全員集まれるか集まれないかは別として、意見交換の場を設ける必要があると思う。それと知事に見せる前に、ここに先に見せるべきではないか。逆のような気がする。たたき台の段階でこの皆さんに見ていただいて、本当は、社会づくり協議会の分会ということでここは、存在しているのだから、社会づくり協議会でおおむねOKが得られた段階で、今度はさらに知事の判断などで手直しなどしていきやり方をすれば、今までのことが生きてくるのではと思う。

(中島局長) 相談機関、さらに各課の意見もきき、さらに常任委員会などの意見も聞きながら、まだ変わっていく可能性もある。ですからそういうものを踏まえたところで条例案の要綱みたいなものを、皆さん方にお示して、意見を聞かせていただくことは全然やぶさかではない。ただ、ここで皆さん方の納得がいかないと最後までこれができないということでは困る。

(国歳委員) そうではなく、今まで言ってきた意見がどこにも見えないということいつて話だ。我々のいったものを無理やりごり押しするものではない。

(松田委員) 最終的には、知事が判断される話だ。今、福岡委員さんが言われたように我々は熱っぽく、全国初の救済制度を発信しようという気構えで、事務局とやってきた。だから、こういう形で基本的な考え方を示めされて、結構ですということで、不満があっても黙ったままで今日の会議が終わってれば、事務局は委員会で承認もらいましたということで進められたと思う。だから、課長から提案があったように、段階を踏んである程度我々も納得できる段階でから、社会づくり協議会に提案されて、検討委員会の原案だということの説明し了解をいただいてそれからパブリックコメントをするべき。

(中島局長) それはかまわないが、この考え方については知事に協議をして、この考えたに基づいて細部の肉付けをしていきますということできてるので、最初の意見が入っていないといわれたのは簡略して書いてあるためで、皆様の意見を汲み取っていないというものではない。この基本的な考え方について肉付けをしていきたいです。それについては、先ほど言われたように法律案の要綱のようなもの、もう少し詳細の分るものができましたら、皆さんにまたお示しして意見をお聞きしたいと思います。

(松田委員) 私が最初に問題提起したことは、条例の適用外の県外で発生したものについて、それを拾い上げるような正に救済の申し出があった場合には、当該県と連絡、調整し協議するということを運用として残しておかないと、県外の人権侵害は対象外だという文言を示されたり、知事が納得したとか、パブリックコメントにこれを出しますとか言うことになれば、大騒動になる。我々も責任はもてない。運用上のこととしてそういう考え方を持ってほしい。

(中島局長) それは分りますが、先ほどから言ってますように、本来の制度というものをちゃんと県民に理解してもらわないと、できないことまでできるように期待されてもそれは困る。制度がはじまって、どれくらいの相談が上がってくるのか、それに対して、相談員なり、事務局がどんな対応をするのかそれは動かしてみないと分からない部分もある。その時点で県外で発生したものまで人権委員会が対象にして動きますよとは今の時点ではそこまでは言えない。

(松田委員) これは知事さんが、OKしているのですか。

(中島局長) 既に、見てもらっている。基本的な考え方で、細かいところまではまだだが、これに沿って了解はもらっています。

(松田委員) こんなことを、OKしているのですか。

(中島局長) 知事も制度は分ってますから、県外のこととは仕方ないなど。

(松田委員) だから、さっきから言うように、条例外のことだけでも申立てがあった場合は、人権委員会が運用上その世話をするというを残しておいたらどうですかということで、無理なことではない。

(中島局長) 組織は手間ひまかかるので、限度がある。実際に運用してみてどんな事案がでてくるのか見ながら柔軟に対応していく必要がある。そういうことを言っているのだから、決してしませんといっているのではない。条例上はそこまでしか書けないということ。

(安田委員) 他の条例でもこんなふう、県外は対象外、に書いてあるんですか。

(中島局長) それは書いてないです。それは、原則県内あるいは県民に適用されるものだ

からです。

(安田委員) 書いてないのであれば、この条例も書く必要は無いのではないですか。

(中島局長) それは、さっき言ったように県民が県外で起こったものもすべて救ってくれるんだと誤解されては困るわけです。

(松田委員) 何故困るんですか。県外に旅行にいった者がそこで被害にあって、県の人権委員会に何とかしてくださいと申立てするのを門前払いするわけですか。門前払いしないで、運用上は柔軟に対応していくわけですね。我々の意見を認めていながら、一方では、ぱったり切るといような姿勢というか考え方はどうなんですか。

(中島局長) ですから、ぱったり切るとか言うことではなく、そういう事例があったときには、人権委員会のほうから県外の役所に連絡をするかもしれません。それは、運用上としていけばいいことです。

(棕田委員) 安田さんの質問の意図をどう理解されましたか。

(中島局長) 他の条例に書いてなくても、誤解されるおそれがあるようでしたら書く必要があると思います。

(棕田委員) 誤解や混乱は起きてないです。

(中島局長) それは、これが始まってみないと分らないことです。混乱してたから、今日の議論が出てきたのではないですか。

(多数) それは違う。

(中島局長) 事務局は、条例の適用範囲については原則はこうなんだというものがあつたと思う。

(国歳委員) だから、この条例については、そういう運用上の問題が起きるだろうからそれに対処して構えておきましょうというだけの話しだと思う。

(松田委員) 別の問題ですが、さっきの説明のところで、3の救済の申立て・決定のところで、性質上適当でないものということで三つ四つあげられて、なるほどと思いながら聞いたのだけれども。そのなかの一つに、事案が1年以上経過したものというのは除くということだが、こういうものは悶々としている間に半年や1年は経過してしまうものがあるので、これを対象外としてしまうのはどうなんでしょうか。救済ということに、こういう線引き枠組みをしてしまうことはどうかなと思う。この事案が1年以上経過したものを除くというのは検討してみしてほしい。

(中島局長) 1年ということで決めたものではない。法案がそうだったということもあり、例えということでそうしたものだ。1年2ヶ月でも3ヶ月でも事実関係がある程度確認しやすいという、余り昔のことになると調査が難しいとのことで、法案は1年以内としていたものであり、1年1ヶ月だからだめですよということをするつもりはない。それを1年と書くか2年と書くかはこれからまた、検討していかなければいけないが、ただ、余り古くなったものを言ってこられても調べようが無いですという趣旨を言ったものだ。

(棕田委員) 不当な差別についてだが、我々の意見を押し付けるのでもないのだから、意見がだされて、しかもそれが1委員ではなく、多くの委員からだされ、そうだなとなったものについて、採用しないならしないその理由を示されて、必要な議論をしてお互い納得するするところは納得を必要がある。意見を聞きます、しかし県が決めることですからい

れてませんでは、始めの議論になってしまう。それと説明の中で、法案は、マスコミのところしか議論されていなかったと言われたが、それは事実と違う。独立性と実効性についても議論されましたので。

(西村係長) 不当な差別については、そもそも正当な差別は無いんだという議論があったかと思います。差別はもともと不当なものなだから、不当なという修飾語は必要ないのではという議論だったかと思います。もう一方では、差別を強調する意味で使うという、普通の使われ方もある。ここでは、そういう意味で使っている。不当な差別については、正当な差別は無いという議論であれば、また言っていて結構です。また差別という言葉は中立的な意味で使うこともある。例えば、差別化するということばの定義もある。

(椋田委員) ここは、前回議論したところで、議論が対立して県はこっちを採用しますではなかった。必ずしも反対ではないが、前回の会議の後で資料を渡しましたが、最終的に改正障害者基本法がどうなったかは分かりませんが、途中経過の新聞報道では、与党自民党の法制部会で、障害者基本法の改正に伴い、不当な差別というのがあった。しかし、これは対象とする差別を狭めるものだ、だから不当なという文言をはずそうということになったはず。与党の法制部会でそういう議論がなされているということは、全く見当はずれで、法理論抜きのこととは思えない。松田委員から、私は差別を強調するものだとして理解していますとの発言があったが、その意味ならいいが、そうでないものと理解されるおそれがあるので、だとすると、モノに人権は無いわけで人に対する差別ですから、誤解や混乱を避ける表現である、差別にしたほうがいいのではないかと。ここで知事に代わって最終決定するわけでもないけれど、そういうことがあるので、いまのは納得のいく説明とは思えないので、いまのは前回とおなじレベルの説明と思えたので。

(堀部課長) 我々は、前回までの議論でそのまま残すということで決着したとおもっています。

(椋田委員) これまで議論したことを踏まえてますといいながら、180度違った捉え方をされていることがある。今で確認できたのでいいです。

(国歳委員) 要するに、不当なというのは、法律家の間でも価値判断を伴うもので意見が分かれているところ。ここでも議論をして、松田先生は不当なでいいと言われたが、我々は誤解を生むということもあるし、価値判断を伴うから使わないほうがいいんじゃないかと言った。

(椋田委員) これは、再検討頂いたらいいです。それと、3番の軽微なというところ、気持ちは分りましたが、当事者にしてみれば、差別とか人権侵害に軽微な云々はない。軽微かどうか第三者が判断するのではなく、当事者間の同意というか話し合いで解決するのが望ましいということが、被害者と加害者の間で成り立つ場合は、という意味あいの表現にしたほうが誤解が無いし、被害者の2次被害を避ける意味でもいいと思うので検討ください。

(中島局長) 条文上の文言については、正確に拾って厳選していきますので、そのあたりは大丈夫と思う。ただ趣旨は、当事者間で一度ぐらい話し合ったのですかということ、一度も話し合っていないことを言うことも多々あるだろうが、そのときには当事者間で一度話し合っただけですかというような事例を、念頭においています。

(椋田委員) ただ、国歳先生が言われたのは、基本的な考え方を示されるときに、修正さ

れたほうが誤解がないし分りやすいと思います。

(松田委員) 2枚目の奉仕活動の勸奨。説明があったのかも知れないが、どんな内容を想定されているのか。

(中島局長) 加害者に対してどういう手法がいいのかといったときに、一般的な説示とかいろいろあるなかで、研修を受けてみませんかということ。例えば、障害者に対する差別を行ったような加害者にたいして、研修もいけど福祉施設に行つて活動してみませんかというようなことを勸奨すること。これはいやだといったらどうしようもないことだが。

(国歳委員) だから光岡さんが質問をだしたと思うのだが、ボランティアというのはあくまで任意の自発的なもの。本人がやりたいと思うものであつて、報償であつたり、罪によってやらされるものでない。奉仕という意味のことを、ここに書いたらだめになる。

(中島局長) 誤解されるようであれば、適当な言葉を検討してみたいと思います。

(棕田委員) 等でいいんじゃないか。

(中島局長) ただ、是正措置を勧告するときは、具体的にこういうことをやりますよ、ということを本来書かなければならないと思う。等ですべてのことができますよでは、書きすぎかと思う。だから、言葉は検討してみたいと思います。

(松田委員) 勧告に従わないとき、住所・氏名を公表。公表はできる規定とし、県広報への掲載とか云々。このあたりは、しっかり詰めておられるのか。

(安田委員) かえって人権侵害になるのでは。

(中島局長) よほどのことだ。

(松田委員) いろんな方法があるなかで、ここまで書かれるということは、相当の覚悟のうえということで受け止めていいのか。

(中島局長) よほど悪質で、故意で止めそうにないという場合には、ここまでするつもりで制度を作っていくたい。

(松田委員) 公務員の不祥事でも、その者の名前や職名や年齢について出すか出さないかということで大きく意見が分かれる時代のなかで、住所、氏名まで公表というところまでは、法的な根拠ができていいのか。今度聞きたいと思います。

(棕田委員) 時間が無いので、とりあえず要望ということで。まず、県が条例を作つてこういう制度をやるわけですから、県の責務というものを条例のなかに位置づけ、それを踏まえてこういうことをやっていくんだということで県の姿勢を県民に示すことができると思います。前回までのなかには、入ってなかったように思いますので。それから、特別救済の①に一般救済の措置とあるが、どういうことか。

(西村係長) 一般救済と特別救済が分かれてますが、実際は一般救済から特別救済のほうに流れていくということ。はじめから、これは一般救済です、これは特別救済だということとで分かれている訳ではないということです。国の法案ははじめから分かれてましたが。

(棕田委員) それから先ほど局長から是正措置はこうゆうものだど話がありましたが、これまで議論してきた是正措置の解釈を言えば、単に不勉強や不注意で、差別言動や虐待をやったと言うだけでなく、加害者がそういう行為に至った社会的な背景というものが、多くの場合ある。例えば企業の社員が差別言動をした場合、本人に対する啓発と同時に、企業に対する研修実施や公正採用選考推進員の設置の助言や指導をしていくことが、是正措置のひとつだと思う。一般救済もこれらの是正措置は必要だと理解しているが、これら

のことが基本的な考え方に入っていればいいが、一般救済には入っていないのであれば、そういう位置づけのものが内容は別として必要ではないか。それから、県内一カ所ということだが、これまでは東中西でそれぞれ必要かもしれないが、スタートしてみてもという部分もあるし、一カ所にこだわらないとのことだったので現実的な一つの方法だと思う。ただし、意見としては、東中西に一カ所ずつというのがあるべき姿だと思う。一カ所しかないで、相談件数が少なく、逆にそれをもって一カ所でいいというような理解をしないようにお願いしたい。最後に、委員の任期について、正直いって何年がいいのか全然分かりませんが、他県の状況などをみると2～3年が多くなっているが、2年とした判断意味合いについてあとで聞いてみたいと思います。

(国歳委員) 具体的なもので今までは話がでていなかったが、不当な差別の中で具体的なものとするのか、あるいはその他の人権侵害で読むのか、身元調査のことをどこかに出す必要がある。昨日米子の意識調査の分析したが、就職の身元調査はだめだが、結婚の身元調査はいいというのがかなりあった。やはり、どこかで出す必要がある。

(中島局長) 身元調査については、局内で議論したところ。例えば、素行調査、信用調査、身元調査とあって、素行調査とか信用調査に名を借りて、身元調査をするというのは許されないこと。そのあたりのことは、当然検討して議論していかないといけないこと。どういうふうに救済制度で拾っていくか十分検討していきたい。

(国歳委員) 身元調査も入れておいていただきたいということで、検討をお願いしたい。

(安田委員) 大阪などでは民間業者による調査を規制する条例がありますが、鳥取は。

(国歳委員) 前から話はあったが鳥取はまだです。大阪など四つくらいあったと思います。

(安田委員) これは、今回は入らないんですか。

(国歳委員) そうだけれども、ただ結婚差別の救済の申立ては当然書いておいてほしいと思います。

(堀部課長) そうしますと、今日はありがとうございました。今日の議論を踏まえ、条例案の詳しいところ大綱のようなものをまとめて、お示しできるよう早急に考えたいと思います。日程はまた調整させていただきたいと思います。今日のところは筋で了解をいただいたというところで、終わりとさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

第7回人権救済制度検討委員会（H16.8.6）議事録

（堀部課長）それでは議事に入りたいと思います。進行は前回と同様こちらのほうでさせていただきますということでお願いします。そうしますと第6回目のときに考え方ということでまとめたもので検討いただき、それをもって終了という判断をしましたが、なかなか3月末にお示した条例との比較ができないということがありましたので、今回大綱といいますか条例案を要約したものを先週お配りしてご覧いただいていると思います。それに沿いまして、3月23日時点の条例案との比較をポイントにして説明したいと思います。

（光岡委員）前回欠席しまして、そのときの状況を聞いているんですが、今の冒頭の話でもありましたが、進行の方をこれまで国歳先生がやられてきたと思うんですけど、座長ということでされてたと思いますので、座長が進行されるのが妥当かと思います。事務局の方で進められるのが納得できないんですが、その点説明してください。

（堀部課長）前回6回目を行いましたときに、スケジュール的には、9月の県議会に付議案を出すことを目標にしてまして、逆算すると前回6回をもって終了してしまわないと、間に合わないという判断がありまして、そのためにこちらのほうで進行させていただいたという状況があります。今回、今の時期になりまして、9月の提案が困難ですのでスケジュール的には12月の県議会に出そうと思っております。8月の常任委員会ではパブリックコメントに出すようなもの、簡略化したようなものですが、9月で条例案、今回お示したような程度ものを9月に出して、12月に条例案を出すように考えております。そのために、法制の方と条例案をつめて行っている最中ですので、こちらの方で説明をしたほうが進行しやすいと思っております。条例案のものが国歳先生や皆さんの手元にないものですから、まだ条例案としカチッとしたものがお示しできない状況ですのでこちらのほうでと思います。

（光岡委員）それは、理由にならないと思いますが。スケジュール的に時間がないことはわかりますが、もちろんそちらの方で情報をもっておられることもわかりますが、そのことと進行とは別に直接関係するものではなくて、それは、座長が進行しても情報をそちらが出せばいいことで理由にはならないと思いますけど。

（堀部課長）それは、こだわるものではありません。前回の流れがあったものですから。

（光岡委員）前回のことはわかりませんが、5回までの流れがあると思うんですが。

（松田委員）光岡さんの言われたことは、ひとつの道理ですね。私は、この検討委員会は、第6回で終わって、今日は補足的な、事務局としてこういう準備しましたよという説明会程度ならば課長さんの言われたような進行でいいけども、これが第7回の検討委員会ということであれば今光岡委員さんが言われたとおりこの検討委員会の座長進行役は国歳先生ですから、進行していただいたらどうですか。

（国歳委員）座長をやっていて、予め今日どういうことを議論するかということを事務局のほうから今までいただいていた、そういう形で進めてきたんですが、前回何もいただかないでやってしまったし、今日もそういう形で進めて行くのかと思って黙っていました。

（堀部課長）こちらもそのつもりでした。

（国歳委員）そう言われてやるのも、なかなかやりにくいですが・・・僕がやるとひょっとしたら長くなるかもしれないという事務局の意見もあったのかも知れないですけど。

だいたい送られたものはこちらも見ましたし、どう言うつもりでこう言うものをお書きになってどういうことが今進行されているか僕の方は押さえていませんので、うまい進行になるかどうか分かりませんが、光岡委員、松田委員の言われたとおりにやらせてもらいます。それでは、前回の議論を受けて、多分こういう形でつくれ、おしまいの方7ページにそれぞれの出した問題点についてお答えになっているものがついていて、それを受けてという形になると思います。そのあたりの最初の説明を事務局の方でやってください。

(西村係長) 一度目を通していただいているということを踏まえた上で、素案との、これまで審議していたこととの相違点を中心にざっと5ページまで説明させていただきます。

(資料の説明)

(国歳委員) そこまでにしましょうか。いま出されましたもの、前回と少し変わってきたもの、それから法案にあったものから年齢を落とした理由の説明があったと思いますが。

(西村係長) 法案にも年齢はありませんで、前のものにあったものです。

(国歳委員) いかがでしょうか、このあたりまでで。このところでまた引っかかるかも知れないけど、僕も今日は、議長をやらないだろうと思って質問する立場で来たものだから困ってるんだけど。そこにあります「不当な」という前回も議論になったところはあとでやらせていただきたいと思います。まず、今言った前回のところと変わった点からまずいかがでしょうか。

(藤村委員) 2番のすべてのところなんですけど、これは、国とか市町村も含むということでしょうか。それに対しても何らかの働きかけを行うということでしょうか。

(事務局) はい。

(藤村委員) もうひとつ。2番の4なんですけども、肖像その他の情報を流布すること。今非常に問題になっているのはインターネット上のことなんですけども、こういったものも、インターネット上のものもこれの対象と考えていいのでしょうか。

(中島局長) 基本的には対象に考えています。どこまで救済の実効性が上がるかは別の問題として、条例の対象としては考えています。

(国歳委員) あといかがでしょうか。・・・

(国歳委員) 司会ですから言いにくいんですけども、先ほど言った年齢のことなんですけど、説明は分かったんですけども、現実的にこれを落とすことによってこちらの方で、解釈しますよということが、解釈もつけないでいて、一般の県民にとって分かるかどうかなんです。少年の虐待の問題であり、高齢者の虐待の問題が今多いわけです。虐待までいかないにしてもいろんな問題がある。その点で、年齢というのは落としたときに、西村係長が説明したように、後ろのほうに入っていますからいいですよということで、一般県民に本当に分かるかどうかということ。なにか説明を加えるということはお考えですか。

(西村係長) 虐待は②の方に入っていると考えてます。

(国歳委員) 虐待はそれで入ってますが、虐待だけじゃない子どもの問題もある。

(西村係長) 子ども、高齢者というときどこで線引き、定義をして行くかということがある。もちろん高齢者を差別してはならないということはあるが、それをここに書き込めるかということになると非常に難しい。これは、国の法案の審議会でももめてたようすし。

うちは人権8分野になっているので、入れて行こうという意見も今までありました。

(国歳委員) それは今までの議論で、そここのところの整合性の問題なんです。

(西村係長) 表現の仕方も年齢がどうなのかということもあまりす。

(中島局長) 現実には、たとえば審議会の委員から始めから何歳以上の人は除くとか、高齢者からすれば差別じゃないかと言われれば、まさにそのとおり。何で年齢で画一的にきってしまうのか。そういうように現実には非常に微妙な問題で、これは子どもでも同じ。子どもでも同じ15歳でも成長段階がずいぶん違います。それを一律に15歳未満はしたらいけませんよ、とか何とかいうのは結構ある。だからそう言うことを勘案しながらも、もし現実には高齢とか子どもとかいうことを理由に人権侵害の事例が発生すれば、それはそれで先ほど係長が言いましたように、その他の人権侵害ということで現実的な対応をしていくのがいいのではないかと考えています。

(松田委員) 今の件ですが、あとのほうで云々ということは、事務局なり、われわれ委員は了解するんだけど一般県民はやっぱ言葉できちんと、座るべきところに座らないと意味内容が正確に把握なり理解できないと思うんです。特に、こここのところ年齢という表現がいいか悪いかは別として、たとえば子どもという言葉が入っていれば、子どもであるということを理由として行う不当な差別、いろんな扱い、特に未成年者だということで子どもの権利が認められていないという実態がたくさんある。特に子どもの権利条約の中の四つの子どもの権利の中の四番目の権利、つまり権利を行使する主体としての子どもの権利、具体的には意見表明権、意思を表明するというのが、「なにを未成年者、子どものくせに利口げなこと言うな」みたいなことで、排除されて行くことが日本社会では非常に強いんです。それを子どもの権利条約できちんと未成年者であっても、子どもであっても自分の意見表明はできるんだと、その権利を守って行かなければいけないということが、四番目の権利としてきちん位置付けられたことが、このたびの子どもの権利条約の一番重要なポイントです。今年度、鳥取県でも子どもの権利条約を県民に十分理解、普及して行こうと、確か明日米子で県の事業としてやるんじゃないか。そういうことで片山知事が16年度から権利条約を県民に広く理解普及して行こうとしている中で、ここでは、まあまあ何処かにあります、その他の人権侵害で読むからということで、そういうことが薄められるというか位置付けられないということは残念なことで、表現は別としても何か適切な表現、子どもとか高齢者でもいいし、あるいは年齢という表現でもいいし、何かいい表現を事務局で考えてもらえませんか。とにかく、落とすということは反対です。子どもとか高齢者という表現とか年齢別とかそういうきちんと、なるほどそう言うことだなと分かる文言がここに座ってたほうがいいじゃないかと思います。

(相見委員) 人権尊重の基本方針でもきちんと子ども、高齢者というのは位置付けられていますので、ここでも一番基本になる部分に入れ込んでほしいという気持ちがあります。

(国歳委員) だから、年齢とするとよく分かるんですよ。しかし、今皆さんが言われたように、ほかのところで解釈するということを、ここで議論している人には分かるんですが、議論していない人には分からないんですよ。そう言う意味ではもう少し親切に書かれたほうがいいと思うから、文言を考えていただければと思う。

(中島局長) この条例ができたときには、作った側としての各条文の有権的な解釈をまとめたものを出さないといけないと思う。たとえば、先ほど言いましたこの2条のなかには、

年齢についての規制がないじゃないかという疑問があるだろうと思います。そうすると具体的にあげてないけども、その他の人権侵害のなかで、年齢とか、高齢とか、未成年であるとかそう言うことを理由として行われる人権侵害については、当然ながら対象にするんですよ。という当然な解釈で、宣伝・周知を図って行くということを考えているところです。

(国歳委員) 分かるんですけども、同時に先ほどから出てますように、基本方針に出している子どもと、高齢者のものは、ひとつの項目を立ててやっているわけです。

そのあたりを勘案して局長が言う意見と上手いこと折り合いを図ってやっていただきたい。

(中島局長) それは、人権局でも議論したところなんです。

(国歳委員) だけれども、今言ったこういう議論も相当強いということもお考えいただいで、もう一度考え直していただければありがたい。

(中島局長) こういうふうに考えていただきたい。実際、人権救済の申立てがあったときにその理由のなかに、高齢を理由にして不当な差別を受けている。例えば、先ほどの年齢制限70歳以上は駄目ですよ。これは人権侵害ではないかと言って申立てがあったときに、その事案を具体的にどうやって対象にして取り扱っていくのか、非常に難しい問題を根底に含んでいる。子どもの場合もそうですが、具体的に申立てがあったときには、この条例上は、高齢とか未成年を理由にして申立てをして不当な取り扱いじゃないかといわれたときには、外見的には該当してしまうんです。

(松田委員) ことが始まる前から、これは排除だこれは排除だというふうに、あまり精選しすぎて、ばっちり正解答だけ相談を受け付けましょうというのはいかがなものか。いろんなものがくる中で、人権委員会で交通整理はできるですよ。相談にきた者には、現行法規、条例等と照らし合わせてそれは無理ですよ話し合いの中で済ませて行けばいいことであって、今からなんやかんや心配して、狭く交通整理するのはどうか。もうひとつこう言う条例の文言を作られるときは、今までの作業の進め方というのは、国でも県でも市町村でも、できるだけ文言を簡潔、短い表現でというのが今までの行政の作業だったんだけど、これからは、国民県民によく分かるような文言の表現にしようとか、あるいは、できるだけ親切丁寧な表現にしていこうという意思が働きはじめています。そういう観点からすると、今までの認識なり、作業の手順でここは取っておこうここは取っておこうというのはよくないと思う。

(中島局長) 言われることはよく分かりましたけど、先ほども言いましたように、ある程度、現実の事例というものも勘案しながらこの条例を作って行くということも当然必要なことでして、言われる趣旨はよく分かりますけど、年齢というものを条例上に具体的に上げていくことはいかがなものかと、現実には人権委員会は非常に判断に困る場面が多々出てくるんだろうなと。そのときそのときの委員が決定されることなんですけども、ただそう言うこともあっていいんですけども、それを条例上明らかにするということは、形式的にもかなりの事例が該当することになり、そのへんのことも考えながらの人権局内での議論なんです。

(国歳委員) 先ほど皆さんがおっしゃっているように、子どもと高齢者の問題は何処に入るのかという素朴な疑問を持ったときに、どうなるんですかということですが、僕が聞きた

いのは。おっしゃることはよく分かるんだか、問題は子どもの問題、それから素直にみて老人の問題が出てきたときに、この七つの中に入っていないなどとられるのが心外だ。やっぱりそれが分かるものを何処かに入れたほうがはっきりしているんじゃないでしょうか。年齢がいいとか悪いとかは別として、何かそう言うものが入っていないと、先ほどから皆さんが心配してらっしゃるものがそのままになってしまう。

(中島局長) まあ法制のほうと協議はしてみます。ご意見としてお聞きしておきます。

(光岡委員) 基本的に何処かにないといけないと思います。年齢がいいかどうかは別ですが。今言われてるように、取り扱われない問題というのも確実に何処かにはありまして、例えば、障害のことで言うと、障害があることで排除されることはあるわけですし、例えばそれは、設備がないからとかいうことがある。そのひとつひとつに、対応してもらえとは確実に思えない。ひとつひとつを解決することには恐らくならないように思われるんです。ですから、障害があるということで、不当な取り扱いをされたとしても、それが救済されてもまだ残る。すべてが解決するわけではない。そう言う意味でいえば、年齢のことにしても同じではないかと思えます。それともうひとつ、この後に出てくる不当な差別的取り扱いは、これは人権局の考えでは、正当な差別的取り扱いもあるという見解が前にあったんだけど、その見解とは例えば、定年制だとかいうことが前は挙げられてました。ここでも不当な差別的取り扱いを正当なものとう不当なものに分けて、しかも年齢のところ、正当な差別的取り扱いがあるから、一概には入れられないというのは、矛盾するように思うんですけども。

(中島局長) すべての原因を網羅するということは不可能ですからその他のという総括の文言がつくわけですし、あくまで、代表例ということです。ですからそのことが排除されるわけでもないんです。このことは、いろんな法律条例を見ても言えることとして、すべてを書き切ることはいけません。

(国歳委員) だから、それは分かるけれども、さっきから言っているように、子どもと高齢者の問題は、わざわざ基本方針のところでも挙げてるものが、ここでは全然なくなってしまうというのは、どう言うことですかという素朴な疑問なんです。「不当な」についてはこれから議論しますが、その前にそのところをもう一度お考えいただけるかどうか、そうしないと先に進めないと思うんですが。

(松田委員) 局長さんの考えなり姿勢として、法規の担当職員がいる、これは法律の文言なり内容なりよく勉強している専門家なんだろうけども、しかし時代の流れがどうこれから動いていくのかということにやや疎い面があるとしたら、こういうことなんだということで、局長さんがこの検討委員会の意見なり、全国から集めた情報を、プロの担当者にこうなんだということで論破されて、新しいものをつくりあげて行く気構えというものをもっていないといけない。過去のそういうひとつの考え方なり姿勢ということで、駄目だ駄目だということで排除していくのではなく、新しい道を作って行こうということで、やっぱりこのところには、年齢という表現が難しいのならば、ずばり子ども高齢者でもいいですよ。例えばもっと言えば、一番最後に差別的言動というのがありますが、差別的な言動というのは、「子どものくせに何を利口げに」と、ある小学校や中学校や高等学校の教員にこういう発言があった場合に、それが提示された場合に、人権委員会としてはその学校に対してちゃんと、それを調べて指導しますよ、あるいは高齢者の場合に、「なに

仕事もせずにこの爺が大きなこというな」というような、高齢者を罵倒するようなことがあったときに、これが大きな問題になったときには、明らかに人権委員会は動きますよ。だから、子どもだからこうこうだとか、年寄りだからこうこうだという差別的な言動なり取り扱いは、具体的に人権委員会に出てきたときには扱って行くわけで、それは予想できることですよ。だから予想できることは、その他のところで準備してますというようなことでなく、ちゃんとここに文言を入れるべきです。

(中島局長) 国の法律の中には、高齢者とか子どもとか入ってないんです。当然、国の内閣法制局で議論してあるんです。入れたほうがいいのか入れないほうがいいのか、現実の社会生活のなかで、この言葉を入れたらどういうことが生じるのか、本当の法律の専門家の内閣法制局が審議したうえでそういうものは入っていないなんです。それを本県の条例に独自に入れるというほどの自信は、はっきり言ってないです。

(安田委員) 実際、私たちは現場で、いろんな法令とか条例の説明をするんです。私たちスタッフでも分からない。だから本当に弱い立場の人たちや私たちみたいな素人、それから精神的に痛めつけられている人たちにとっても分かりやすく、国民の誰もが見て分るような、一番使いやすいような、国の国ではなくてここ鳥取県の独自のものが、私たちが説明もできるし、理解できるものとして、言葉を入れて行くということが必要。絶対この言葉は必要とか、この言葉は使ってはいけないというきまりがあるんですか。

(中島局長) 国の法律が使っていない言葉は、絶対使ってはいけないということはないです。ただ、言葉というものは、どこの県においても基本的には同じ解釈で読まれるものなんです。だからこそ、うちの県ではこうですよと勝手にいっていてもそれは言葉の本来の意味で解釈されるということを、大前提においておかないといけないわけです。そのために、皆が共通の理解で使っている同じ意味の言葉を厳選して条例なり法律に拾って行くわけなんです。人権侵害の構成要件にあたる言葉をめいめいに解釈して、自分はこうだ、私はこうだというようなことになれば、それは普遍性、説得性が無いわけです。そういう意味で、人権擁護法案が使っていないのは、よく吟味した上でのことなんです。だから県が独自にこの言葉はこういう意味なんですよと言ってみても、それはもう客観的な本来の意味で皆が解釈するという大前提でなければいけないんです。

(相見委員) ここにあがっている9の項目ですね、全部国の法案に上がっている表現ですか。

(中島局長) そうです。同じ意味で解釈して行くということです。何個か挙げてる理由は一緒です。

(藤村委員) これ国のパンフレットです。人権週間の。ここには、子どもと高齢者も書いてあります。

(中島局長) パンフレットにはね。当然、国の人権の分野にも子どもや高齢者は上がってるんですけども、この法案には上がってないんです。じゃあ議論してないかといえば、当然議論してるんです。議論した上で上げてないんです。

(椋田委員) 非常に権威主義的です。例えば、性同一性障害の問題にしても、国の法律の専門家がいてもついこの前までは、法律の専門家でない当事者が声をあげ、取り組みをしてきたことを、やれ勝手なことを言ってる、あいつら趣味でやってるからどうだとか言ってたなかで、ようやく法律の専門家もそれを認知するといったわけです。ですから、国の

なかで議論しているはずだじゃなくて、どういう議論がなされてるので、こうこうですからこれは入ってないんですという説明があると理解できるかも知れないです。しかし、中身もなしに国の法律の専門家がやってるんだから、当然議論されてるんだから、それで上がってないんだから、だからそれは避けたほうがいいんですでは、あまりにも権威的な説明で、もっと先ほどから出てる意見も含めて議論しないと、議論がかみ合っていないように思うんです。そんな議論をしだしたら、不信感が生まれてきてしまうんです。中身の議論をしっかりと行くべきではないかと思います。

(堀部課長) 解答になるかどうか分からないんですけど、国で審議された議論のひとつには、社会的影響が大きいと言いますか、例えば定年制で、となりの会社は60歳だと、うちの会社は55歳だとすると、隣の会社は60歳まで勤めれるんであればうちの会社も同じにすればいいじゃないかということで何百人の従業員が声を上げたときに、それをどう救済して行くのかというようなことがあったと思います。これを鳥取県に置き換えて、隣は58歳だ、うちは57歳だと。1歳の何処が違うんだといわれたときには救済の方法がないんじゃないかということです。

(椋田委員) 繰り返しになりますが、年齢という表現がそういう懸念があるとするならば、少なくとも子どもの人権とか高齢者の人権とかそう言うことが出てきてるんですから、そういうものに対する侵害については救済が必要なんですから、そういう表現でもいいじゃないかということがありますし、今一つはあとで議論になるでしょう「不当な」ということにもかかわるんですが、人権の基準というものは常に動いているんですから、あるいは発展しているわけで、現段階では合理的な差別とされているものがある、最高裁判決も出ているのは事実です。だから、位置付けをしないのではなくて、位置付けをした上で具体的な事案が出てきたなかで、残念ながらそれは相談者の思う人権侵害については今の社会の状況のなかでは認められないと判断せざるを得ない場合も出てくるかもしれない。しかし、その事例が想定されるから、その分野自体を位置付けないことでは、漸進性がないと思う。局長がおっしゃった、その他のところで排除してないからというのも松田先生がさっきおっしゃったことですが、具体的に想定できないものはその他のところで拾っていきましょうといえるかも知れないけど、具体的に想定できるものについては、表現の仕方は別として、上げていくべきではないでしょうか。

(中島局長) 国歳先生、時間のこともありますので全部説明させていただきませんか。また、意見は意見でお聞きますので。そうしないと今日の会議が終わりませんから。

(国歳委員) また後で戻りますので、それでは今の問題は保留しておいて、事務局のほうで続きの説明を全部してください。

(資料の説明)

(椋田委員) これまでは相談業務にあたるのは、事務局職員と区別して相談員という提案だったと思うんです、それが今日のこの提案になっている理由、考え方はいかがか。

(西村係長) まだ整理しきれてなかったところもあるんですが、県の組織と独立した職員が行うべきという考え方もあるんですが、付属機関には事務局を置けないという自治法上の規定がありまして、本来は委員会の3名が全て行わなければならない、ただし委員3名が

常勤で相談窓口に毎日詰めていると言うことを想定してませんで、その下に補助職員が必要だろうということで、相談員を置きたいという意味です。置く場所として委員会の中に置けないと言うことですので、委員会の外出しということで、人権局の職員として置くということです。

(中島局長) 自治法上の制約がありまして、こういう形体になっています。

(椋田委員) 人権局の職員という位置付けで置くということですね。これまでの相談員は止めてしまって、人権局の職員である事務局の職員がするということではないわけですね。

(西村係長) そうです。

(国歳委員) 本質的には、前のものと変わってないということですね。

(安田委員) 人数ですけども。例えば西部からとか、日野郡部とかから鳥取まで時間がかかるので、東中西にひとつずつ置けないでしょうか。

(国歳委員) 以前も出てましたが、なかなか東中西にひとつずつは難しいと。いかがでしょうか。

(中島局長) これから、パブリックコメントをとって行くんですけども、そういう意見も結構出て来るんだろうと思います。今後、上のほうと詰めて行かないといけないんですけども、鳥取市一箇所だけにするのか、中部西部に相談員1名程度置くのかというのは、県民の皆さんの意見も聞きながら今後検討して行かなければならないと思います。

(国歳委員) いまここで、正式に東中西に一箇所づつ置くとは言えないけれども、それについての意見も出てくるし、それに対応する手段を講じるということということでよろしいでしょうか。

(光岡委員) 相談員については、どういうふうに使われ任命されるのでしょうか。

(中島局長) まだそこまで具体的に検討していないんですが、まあ、非常勤の相談員と、常勤の相談員を何名かずつ置く必要があるかだと思います。どういうふうに入選、任命していくかはこれから検討して行きます。

(光岡委員) ここの委員の1にあるように、高い見識と豊かな経験とあるので、単に資格とかにとらわれることなくやっていただきたい。

(藤村委員) この委員会の会議が開かれるのは、どんなときに召集されるのでしょうか。定期的ですか。

(中島局長) 定期的に開くことも当然考えていますし、臨時的に開かないといけないときもあるでしょうし、あるいは持ち回りでしなければいけないというような急を要するとき、例えばすぐ調査に入る必要があるときなどもありますので、柔軟な委員会開催にしたいと思います。

(藤村委員) そうなると3人の委員では、都合がつかない場合もかなりあると思います。非常勤ですから、もう少し委員を多めにしておいてもいいんじゃないでしょうか。

(中島局長) 3人というのは最低限なんです。人事委員会とか、公安委員会とかは。ただ、少ないというのは、ある意味機動力があるということにもなりますし、ですから実際に人権委員さんに選任するのに、頭を悩ますところなんですけども。これが5人も選任することになったら、人材の面でも苦しいと思います。まあ必要に応じて増やすことも可能だろうし、知事も3人くらいではじめてみてはと、そして必要に応じて増やすことも可能だろうしとっておられる。まあ、当初3人ではじめて、事案により増員も考えていき

いと。

(国歳委員) 時間もありませんので、組織については先ほど出たので、先に4番についていかがでしょうか。

(松田委員) 4の相談、救済申立ての(2)の⑤のところで、前回の検討委員会でしつこくお願いした件が括弧書きで拾ってもらってるので感謝していますが、ただ表現が国の機関等と非常に簡潔な言葉になっていますので、例えば国の次に「及び当該都道府県等」という言葉を入れていただければ、もちろん等には市町村とか、政令都市とかが入るでしょうから、少なくとも当該都道府県という言葉を入れていただきたいと思います。

(国歳委員) それ以外に。

(安田委員) 救済申立ての⑧なのですが、たとえば興信所が調べたことを流すようなときに何処の興信所か分からないときとか、インターネットにしても誰か分からないことが実際は多いと思う、直接に直面しているものだけが人権侵害ではないと思うんです。

(中島局長) 基本的には、加害者、被害者の所在が不明のときの考え方なんです、言われましたとおり、インターネット上の侵害のとき加害者はネット上掲示板のネームで出ているだけであって、本当は誰か分からないわけなんです。だからといって、何もしないというわけではないんです。そういう場合には、掲示板を開設しているプロバイダーなどに対して働きかけをして行くことをするつもりでいます。あくまで、加害者、被害者の所在が不明になって、なかなか事案の解決が進めないということを考えているところです。

(国歳委員) それにからんで、差別的な身元調査の件なんかはどういう形で何処に入ってくるのかということ。

(中島局長) 2条のところですか。2条でいうと、条件というのが多分にあるんですけど、それが複数該当する場合があるんだろうと思います。例えば、素行調査に名を借りた身元調査で、門地を調べる場合もありますし、疾病を調べる場合もありますし、あるいは前科を調べる場合もあるし。そう言うものが不当な差別的取り扱いと考えています。

(国歳委員) もうひとつ言わせてください。①などは具体的には難しい問題が出てくと思う。例えば非嫡出子の問題などは裁判になっている。だけど最高裁の判例においては違憲ではないということになっている。そうすると民法は、まだ改正までもってきてない。こういうときの問題はどうするのか。

(中島局長) ひとつの事案が、片方で裁判所で争われ、片方でこの申立てになるといったときには、やはりここに該当するだろうなと思います。

(国歳委員) そこら当たりの分けだが、非常に難しい問題を含んでいると思う。だから、先ほどの議論を聞いていて最後のところにも絡んでくるんです。この例で、国籍条項の問題などはこういうかたちであがってくる。それに対して判例で、外国人がゴルフ場に参入するのを駄目ですよとやったときに、最高裁でそれは差別ですよと。それから、札幌の風呂屋でやったときも差別ですよということになった。そう言うようなものを具体的に考えて行ったときに、その間にあるようなものをきちっと、切れるものと切れないものがあると思う。

(中島局長) ですからここで言っているのは、ひとつの事案が、裁判所で係争し、片方で人権委員会に申仕立てされたものは、ここでストップしますよということで、別々の案件で同じような事案が、片方は外国人の入湯はお断りしますよというのが争われていて、片

方で別の事件が起きてこっちのほうを人権委員会に申立てられてくれば、それは人権委員会は人権委員会で判断しますよということ。

(国歳委員) 多分そうだろうと思うんですが、これで分るかどうか。

(中島局長) それは当然、そういう意味ですので、そういう書き方をしますし。だからまったく同じ事案で最高裁で判例が出てるといようなものについては、別個の事案が発生し申し立てられてきても、その判例にしたがって判断するんだろうと思いますけど。

(国歳委員) そのあたりのところで、委員さんがちゃんと知っててきちんとできる人がいないと変なことになってしまう。

(中島局長) 委員さんもそうですが、事務局の職員も当然そういうものを持ってないと支えられないということです。

(安田委員) 事例なんですけど、私たちDVの保護命令を取って、加害者から私たちに脅迫とか押し掛けとか実際に起こるんですが、そういうときにはこれが使えるということなんです。

(中島局長) そうです。

(松田委員) 正当な理由なく調査を拒否したときには五万円以下の過料というの、五万円の根拠は。

(堀部課長) 他の県条例との並びに合わせたということです。擁護法案では三十万円ですが。

(椋田委員) 今のところですが、拒否すると過料を課すんですが、相手がそれ以上誠意を示さなくて過料を課して調査できないで終わりにになってしまうということなんですか。

(中島局長) その議論も当然してるんですけども、これも強制的に無理やりにとということもできませんので、過料でいいですよということで開き直られたら、それ以上調査できません。それ以外の調査資料に基づいて判断できれば、そうしていくことになります。

(国歳委員) 子どもの虐待のような場合、しらない、拒否します。ということで終わってしまっただけで子どもが死んでしまったというようなことがある。それに対して、そういうものも別なところに繋げるとかそういう役割も人権委員会がやるのかどうか。

(中島局長) 子どもとか高齢者の虐待の場合、本人からは出てこないし、当事者等が拒否する場合もあると思う。ですからその場合周辺の関係者からの調査に基づいて判断することです。

(松田委員) 児童虐待の場合は、このたび法が改正になり10月から施行されるんだが、その中で大きく変わったことのひとつは、強制調査つまり立ち入りがきちんと位置付けられたので、ここでも、正当な理由無く調査を拒否したものについて過料を課す前に、強制捜査的なことが、何処かに人権委員会として法務局とか、裁判所とか、児相とか、警察とかに捜査をお願いするということはあるのか。

(中島局長) それは、関係機関への通告とか告発という形で考えています。

(相見委員) 調査のところ、できる規定ではなく、これまでの経緯でしなければならないという義務規定とするようになったと思いますが。

(中島局長) それは、今義務規定にするよう法制とも検討中です。

(光岡委員) 救済手続きのところ、この前ペーパーで質問を出させてもらったんですが、

一般救済と特別救済のところこれまでの概念で出てきていないのですが、特別救済の生命に危険が及ぶ言動とか、悪意を持って公然と云々とありますが、悪意というのはアバウトな話で、悪意ではなくても当事者が差別だと言えば差別だと思うんです。もうひとつ、措置の中に違いがあって、一般救済のほうは加害者に対し、人権侵害に関する説示、人権尊重に関する理念について啓発を行うというふうになってるんだけど、これだけでいいのかというふうに思ってた、前の条例の素案の中には、行為者等またはその者を指導監督する者に対し当該行為に関する説示、是正その他の指導をすることとなっている。是正の指導は何かと言うと、特別救済の所しか是正という言葉が出ていない。特別救済だけではなく一般救済でも、是正や指導が必要だろうと考えます。

(西村係長) 啓発の中に是正とか指導というものも入っていると考えています。

(国歳委員) 書くか書かないかということ。そうすると書くということですね。

(中島局長) 前回から、一般救済と、特別救済とに分けたんですが、特別救済というのは、そこに書いてますように、是正とか差し止めの勧告にまで至るような重大なものと考えていただきたいんですけども、当然のことですけど一般救済のなかの加害者等の中には、その会社であれば、会社の社長も入ってきます。ですからそれに対していろんな啓発なり、指導は行って行きます。あと、是正までいくというものは恐らくかなり深刻で重大なもので繰り返し悪質に故意をもってなされる場合が多いだろうと。そのときには、一般の救済措置も当然取るんだけど、それでもなおかつ改善が図られない場合は、この是正差し止めの勧告に行きますよというような考え方です。ですから事案の中身が重大かということば、事案ごとに判断せざるを得ないんですが、いつまでたっても性懲りも無く繰り返すとか悪意を持って繰り返すというものは、是正なり差し止めの勧告を行っていくということということも念頭に置いていくということです。

(光岡委員) 分けるのであれば、救済と緊急救済じゃないかと思ったんです。要するに、生命に危険が及ぶ場合と繰り返し行われている場合ですから緊急に止めなければいけないということで、緊急救済と一般救済というふうに分けるべきと思ってまして、この救済手続きの③のところでいえば、これを見ると指導を行うということは人権尊重の尊重の理念に関する啓発その他の指導ですから人権侵害を止めなさいという指導とは読めない。是正は繰り返し行われなくても必要なんですよ。

(中島局長) 繰り返しのときも、一回のときも当然是正の必要なものもあります。事案の内容によってですが。今の分け方というよりは、生命に危険が及ぶものは緊急を要するもの。すぐ差し止め勧告になるんですよ。それ以外に、是正差し止めの勧告をするようなものはどんなものがあるかということでは、悪意をもって自分の敷地内に特定の人たちを差別誹謗する看板を上げるとか、こういう人たちに早く取り除きなさいという勧告をする。それまでに応じなければ当然氏名なり何なりを公表していくというふうに考えたい。

(光岡委員) あまり悪意を持ってというのはいわれるのはどうかと思うんですが、本人は悪意じゃないと思っていることもたくさんあると思うんですが。

(中島局長) そういう場合は、その過程で、悪意でなくて過失とかうっかりとか考え違いとかで、説示なりでおのずと理解してもらえと思う。私が悪かったですということになると思う。

(国歳委員) ならんですよ。いくらいい理念を説こうが正しいことを言っても、分からな

いは絶対に分からないですよ。それはあまりにも、性善説になりすぎている。違うと思う。光岡さんが言うように、悪意なんか無くてこうだと思ったら止めない者は絶対止めないですよ。

(中島局長) 信念をもって自分はこうだという場合もあるでしょう。私の信念はこうだということで繰り返し継続する場合が。その場合には、それが重大な侵害行為であれば、是正の勧告をするんです。

(椋田委員) 最初の局長の説明にあったように、法令文書に文字を落とす場合には、悪意とか何とかというのは、解釈問題、心情問題だから除いて、事実として繰り返されるとかいう書き方にしていってほしいと思います。

(中島局長) 条文の表現については法制と協議しますが、通常は悪意と言うのは故意のことなんです。故意または重大な過失、こういうものが一般に悪意と言われています。だから、信念をもって正しいと思っていても客観的にその考え方が違っていればそれは故意であってこのことに該当するようになるんです。

(椋田委員) もう一点。さっきの是正なんですけど、勧告までいくかは別にして、まず是正指導ということを6番の中身として書きこんだほうが良いと思います。それがなお効かない場合は、勧告というかたちでと思います。説示、啓発ということと、分類が違うと思うので、④に是正指導をいれるのか、少なくとも③のところのその他指導というところを含めるのではなくて、具体的には是正の指導はいれるべき。もう一点、人権侵害の理念に関する啓発ではなくて、人権侵害行為に関する説示があるんですから、人権に関する啓発ではないかと思います。

(堀部課長) どうも間違いのようで、人権尊重の理念に関する啓発のようです。

(中島局長) 先ほどの、説示と是正の関係はこういうふうに考えています。少なくとも、説示をしたり啓発をしたりしていく段階で、改善されるものは、基本的に口頭で話し合いの中で行っていく、なおそれをして改善、理解してもらえないものについては、文書で是正、差し止めをしていこうと、そういうふうに二つのことは一応考えてやっていく必要があると思います。

(椋田委員) あとは、しっかり示して県民あるいは読む人に意識付けをすべきです。

(国歳委員) そのほか。

(安田委員) 公表はどういう方法を考えていますか。

(中島局長) 県が通常、正式に公表するというのは県公報に載せることです。これもひとつの方法だろうと思います。あとは、マスコミに流すということです。議会に対しても、こんな勧告をしましたがこういう結果でした、是正がありませんでしたということを報告することも、ひとつの公表かなと思います。今後詰めていきたいと思っています。

(国歳委員) それ以外に。

(光岡委員) さっきの発言にもどってしまうんですけど。悪意をもつてのところは、ぜひ削除してほしいと思います。

(中島局長) 法制と表現は詰めますので。趣旨はそういう意味だということ。

(光岡委員) それと、チェック機関のことですけれども、委員会や事務局で処理されたいろいろな相談内容等について、もちろんちゃんと処理してもらいたい委員さんや相談員を確保していただけるものと思いますが、ですけれども、そこで行われていることを報告は議

会等にされるんですが、検証するところが必要ではないかと思っていまして、それが例えば、人権尊重の社会づくり協議会なのか分かりませんが、そういうチェック機関が必要でないでしょうか。

(中島局長) ですから、それを毎年度、処理状況を作成して議会に報告します。それで議会にチェックをかけていただくということです。国もそうなんですけども、国会に報告してチェックをかけていくと。最終的には、そういうチェックのかけ方にならざるを得ないんじゃないかと思っておりますけど。

(国歳委員) 光岡さん、今の説明でいかがですか。

(光岡委員) 納得できないですけど。

(藤村委員) 協議会のほうにもある程度、細かい情報は無しにしても、こういう事案があったということは当然報告がありますよね。

(中島局長) 議会に報告しますから、それは当然出ます。議会に出たものと同じものが出ます。

(松田委員) 男女共同参画のチェックが議会で問題になって、それがもとで条例改正につながっていったんだが、ああいうことがあるわけで、チェックといえるかどうか分からないけど、局長はそういうことを想定してらっしゃるんですか。

(中島局長) 結局、この条例が動きだして運用されだして、いろんな事案が上がってきて処理されて、その中にはいろんな人権侵害のレベルも、広さもある。それは、最終的にみんなに見てもらって、こういう事案に対してこういう処理でよかったのかな、これでは足りなかったのかなというようなことをみんなの目で見てもらって、それを次の新しい処理に生かしていこうというつもりなんです。

(安田委員) 委員の判断をチェックしないということですか。

(中島局長) 非常に難しいんですけども、見識のある人を選んでなっただくつもりなんですけども、ただ個人ですから人権に対する考え方も少しずつ違うんだろうと思います。当然合議制でしますので、ある程度妥当な結論が出るのだと思います。そうはいってもやはり3人なので、3人の判断というものもやはり、県民も非常に関心をもっておられると思いますので、それは情報公開していく必要があるんじゃないかと思います。

(藤村委員) 委員を決められるときに、人格が高潔で人権に関して高い識見と豊かな経験とあるんですが、先日、人権文化センターで職員とか、人権推進員を対象とした研修を行いました。セクシュアルマイノリティーに対する差別について話をしました。そのあとで、どうしたら解消できるだろうかと話しました。ころが出てくる話は全部差別を肯定するものばかり。一般に認められていないものは分かんた。わからんから差別があつて当然だろうと。生理的に、嫌悪感があるとか、違和感があるとか。そういうものがどんどん出てくるんだけど、これをどういうふうに解消しようとか、なくしていこうとかいう話が全然出てこない。これが人権推進員と、人権関係指導者の考え方です。一件もなかったです、どういうふうに解消しようかという意見が。人権文化センターの職員は見識が高い方と思いますが、高くてもこんなものかと。だから、このなかで委員が出てきたら理解が全然できてないから怖いなと思います。

(国歳委員) 藤村さんの言うことはよく分かるし、われわれもそういう危惧を抱いているわけで、それは人権局でも難しい問題だろうと思うんです。どういう人を選ばれるのか。

(棕田委員) そういう意味でいうと、ひとつの物差しだけでは判断できませんが、重要なひとつは、当事者性ということ。当事者であれば法律をよく知っているかと言えば必ずしもそういうわけではない、しかも人格も分からない。しかし変えてはならない基本は、当事者そして経験。当事者として経験を有している。あるいは当事者と一緒に人権課題について実践してきた。これだけではないかも知れないが、不可欠だと思います。

(国歳委員) そのあたりのことはまだありますが、これは決まったことではないですよ。最低3人から始まって、何人になるかという問題。それから人権に対するどのような知識を持って選ぶかは、これからの問題。

(光岡委員) いつまでも、危惧を抱くわけではないと思いますが、やはり始まって最初の段階で、取り扱いが定まってないと思うんです。それをこの中で、どれを取り扱ってどれを扱わないのか定まってない段階で、1年に一回の報告でいいのかということを見ると、皆さんが思っているように、不安があって、その意味で、取り扱い例が定まるまでは、こまめにチェックしていく必要があるのではないかと思います。

(中島局長) それは、やってみないとわからないことが多分にあると思います。

(国歳委員) 情報公開の点で、最後のところで、結果だけ出しますよというのに光岡さんの危機感があるわけで、そのあたりのところで、そうではありませんよというものを考えになっているのですね。

(光岡委員) 棕田さんがおっしゃったように、当事者性という問題が出てきて、当事者ではないと、差別であるかどうかのことが実感として分からないことがたくさんあると思います。

(中島局長) そのことについてはこれからの検討です。

(松田委員) 光岡さんの提案について、人権尊重の社会づくり協議会にも、全部とはいかないにしても、経過を報告していくようなことも事務局で考えていただく必要があるということだと思います。

(中島局長) どういう方法がいいのかということは、動きだして見ないとなんともいえないところがあると思うんです。

(光岡委員) 障害と疾病に関する定義のところなんですけど、本当に長期相当な生活の制限を受けるものとしていいのだろうと思うんです。疾病については、特にそうだと思います。要するに生活の制限を受けない人であっても、差別される人もいると思うんです。一例をいえば、HIVとかで差別される人など。障害でも同じだと思うので。相当な制限を受けるといえるのは、不適切だと思います。

(国歳委員) これは、国の法案にあった文章ですけど、長期にわたりと、相当な制限についてというのが気にかかっているんだけど、どんな議論が行われたかも分からないんだけど、書いてあるとおりそのまま使われたんですよね。光岡さんが言われたようにおかしいんですよね。長期にわたるものでないといけないのか、あるいは相当というのは、極めてあいまいな表現なんです。疾病でいえば、SARSとかO157とか、あれなんか長期でないのに、あそこの街のものを鳥取に入れないようにという電話があったことを聞いていますし。そういうことを考えると、長期とか、相当なというのは極めてあいまいなもので、ここに入れる必要があるのかと。

(棕田委員) 「不当な差別」のことなんですけど、言葉にこだわるつもりは全然ないんで

すけども、前回敢えて厳しく言わせてもらったのは、それまで議論があったことが、何の説明も無しにはずされていたことがあったこと、もうひとつは、頂いた資料や説明はある程度理解しているつもりなんですけど、県民感覚的にいうと差別は普通駄目なものと思う、なのに合理的な差別、許される差別があるということ。これは、教育啓発現場の県民意識のレベルとギャップがあると思うんですよ。例えば、今日の資料に出ている判例がありますけども敢えて括弧書きで区別と書いてある。そうすると、教育啓発レベルでいうと、認められるものは区別でしょと。差別ではないでしょということ。そういう意味で、法令用語ですから逆に現場とまったく一緒にすると問題も出てくる要素はあろうかと思いますが、できるだけ住民に近いところでの条例なので、分かりやすいほうがいいのではないかなと思ったことがひとつ。もう一点は、最終的にどうなったか分からないんですけども、もともと「不当な」という言葉をはずしたほうがいいのではないかと提起したのは、障害者基本法の改正に伴うマスコミ報道にあったので、実際のところは判らないんですけど、もしそうだとするとこういうシステムを作ってやろうとしているのに、狭めることになってはいけなくて、後はいろんな事例で、相談があっても、救済として取り上げても、判例とか、今日の社会情勢のなかで認められない、そういう個々の問題がそこに出てくると思うんで。定義のところで、最初から、狭めたり、排除したり、あるいは誤解を招くようなものは、もともとないほうがいいのではないかなというのが私の趣旨で、3文字にどうしてもこだわるものではありません。

(中島局長) 基本的には、こういうふうに考えています。この人権委員会条例というのは、人権が侵害されたときに救済すること、それを主目的にしてるんですけども、この運用についてはかなりいろんなことが出てくるんだろうなと思っている。一方で、人権が侵害されたという被害者がいれば、片方に当然加害者がいるわけだから。この救済制度にのっとって裁定がでるということは、一方の人は加害者に認定されるわけなんです。あなたは、こうこうこういう人権侵害をしましたよということを、公の機関が裁定するわけなんです。そのことによって、加害者が、本人が、家族がいろんなところで受ける、二次の人権侵害もきつと出てくるだろうなと。そういうふうに予想してるんですけど。

それをおそれて裁定をしないというわけではないが、ただそういうことも現実には、あるだろうなと。するとこの条例というのは非常に重たい条例なんです。その重たい条例を動かすときに、言葉の定義があいまいであってはならないんです。たとえ、そのつもりで書いたとしても、最終的には、ことばそのものが、世間でどういうふうに使われいているかということが判断基準で、この前情報公開条例で県はこういうつもりで作っているんだといっても、裁判所はそうじゃありませんよといいましたが、そういうものなんです。

だから、そういうものを念頭において、この差別という言葉に二つの意味があるのであれば、この条例に適用になるのはどういう差別なのかある程度限定しなければならないんです。こういうふうに考えています。

(松田委員) 私は当初から、「不当な」という言葉は、残しておいたほうがいいと表明していました。理由は三つありました。ひとつには、辞書には明らかに、不当な差別の部分と、それからモノとか商品を差別化していくという意味と、一般的には二つの意味があるので、不当ということばで、区別したほうがいいというのが一点。二つには、強調するということもある。三つには、先ほど局長さんも言われた焦点化すること。これらの

意味で「不当な」という言葉はあったほうがいいと思います。

(棕田委員) 私が懸念してたのは、二つ目の意味のほうに、重大な差別と大した事ない差別があるような誤解や認識を与えてはいけないということ。逆にいうと、「不当な差別」と表記したときに、「不当な」とはこういうことなんですと啓発も含めてしっかりやっていただければ、「不当な」にこだわるものではありません。

(国歳委員) 僕は、「不当な」はおかしいと思います。人権救済の国の議論を読んでみたんだが、確かに「不当な」に対して反論も出ているんです。「不当な」とは価値判断を伴うものなんです。ですから、非常に幅広く判りにくいんです。むしろ使うのであれば「不合理な差別」と、これはなぜかということでもしらべてみたら、憲法14条のところで、合理的な差別を認めているんです。だから、認めている合理的な差別以外のものをということになれば、不合理な差別という解釈がいいのではないかと思う。「不当な」というのは余りにも範囲が広い。先ほど言われた常識であり、棕田さんが言ってる常識のなかにこんなものがどんどん入ってきますよというものを含むのが「不当な」ということだろう。唯一松田先生の意見に賛成だったのは強調するという。これはよく分かる。しかし、先ほど局長が言ったとおり言葉の正確さから言うと「不当な」ではなくて「不合理な差別」だろうと思う。

(中島局長) 私の個人的な感覚では、不合理な差別と不当な差別では、不当な差別のほうが概念として広いのかなと。だから多く拾えるのかなと思う。

(国歳委員) 逆にいうと、広いからあいまいなんです。

(中島局長) それはあるんです。あいまいだということと、じゃあ限定列挙して、落ちてしまうものがありはしないかと、条例の趣旨でできるだけ不当と思われるものは拾っていいという趣旨もある。

(国歳委員) 現時点では、松田さんも、棕田さんもこだわらないとのこと、しかしこういうことが理解してあるのであればいいですよということで、皆さんの意見が一致したということで考えさせていただきます。

そのほか、ここだけはいっておきたいということがあれば。

時間も過ぎましたのでこのあたりでまとめたいと思います。

ありがとうございました。